

「お弓。」 「お鉄砲。」

澄んだ空気に包まれた境内に声が響く。明治7年(1874)建築の社殿下に待っている道具の運び手に、神殿から神職や、お世話の方が道具を渡している声である。

弓やお鉄砲を受け取るのは、小さな小学生の男の子。だぶだぶの衣装を身に纏い、道具を肩に担ぐ。挟箱や羽熊を持った人たちは軽く神殿前で演じ、安永9年(1780)寄進の石製鳥居を出て道に並んでいる行列に加わる。神楽の係の笛の一回は、温めて音を出すため笛を羽織の後ろ襟の中につっ込んでいます。また、朝には昔から伝わる、唐辛子がたくさん入ったコンニャク料理を食べる。これも辛さで笛を吹きやすくするためと言う。太鼓と笛の音で神様がお神輿に出入りされる。神輿の担ぎ手の身体に宝満の神の重みを感じ、入られたことの確認の合図があるまで、いつまでも吹き続けなければならないという。この笛は正応寺、三ヶ敷組合の担当で、10月に入ると公民館で稽古が始められる。以前は17歳になると、青年の仲間入りを許され、この笛の練習を始められたと言う。



写真 祭りを待つ幟



写真 催行のため集まった人々



写真 唐辛子入りのコンニャク料理

鳥居の前には、てっぺんに笹竹が付けられた大きな幟旗が4本立てられている。真っ白な幟旗に迫力のある黒々とした文字が書かれており、祭りに厳かさと華やかさを添えている。

すっかり日が昇り、秋の抜けるような青空の下、行列がお仮殿に向かう。150メートルほど東にあるお仮殿までの道を、神水を榊に付けて撒きながら清める二人が先頭に行く。

その後ろを鼻高面、お供物を入れた御供櫃荷やお弓、お鉄砲などが並び、お神輿と神楽が最後を飾る。沿道の両脇には稲刈り前の黄金色に染まった田が広がり、昭和初期に移築された後藤家住宅や、催行者である地域の人々に大切に守られている立花地蔵尊とともに、祭りの歴史的風致を形づくっている。

見物客が並び行列の到着を待つ。行列でひととき目を引くのは羽熊と挟箱である。二人でひとつの道具を担い、「よ〜いやし、よいさのしよい」と調子の良いリズムの唄を歌いながら、独特の所作をしながら二人で道具の受渡しを行う。数歩進んでは、後ろにまた下がるといったゆっくりとした歩みで、その様子で即興で作られる歌が観客の笑いを誘う。時には道から外れ、田んぼの中を走りまわり、見物客を湧かし楽しませる。そのためにその田だけは早めに稲刈りがされると言う。高校生になって、初めて仲間入りをした演者の恥ずかしそうな、それでいて誇らしげな顔が見える。一緒に演じながらそれを見守る父親の顔。沿道から心配そうに見ている母親の顔。嬉しそうに声援を送る、祖母や親戚の顔。「あんたんこの〇〇君、出とんなさるね。おめでとう。」お祝儀を渡す近所の方。



写真 お浄めの神水を撒きながら出立



写真 大名行列



写真 神輿



写真 稲穂実る田んぼの中を進む御神幸

時折、お神輿が止められ、その下を観客が五穀豊穡や無病息災を祈りながら潜る。腰の曲がったお年寄りから、乳母車に乗った赤ちゃんまで、皆が笑顔で神輿の下を潜る。

お仮殿へ程無く到着すると、神職による着御の儀の神事が行われ、神様を載せたお神輿がお仮殿の中へと入る。着御の儀の一連の所作の後、お下りが終わる。



写真 お仮殿（お旅所）に到着



写真 お囃子の様子

午後1時、お仮殿で過ごされた神様が、本宮へお帰りになるお上りが始まる。お仮殿にて発御の儀が神職によって行われると、お神輿がお仮殿から氏子たちの手によって運び出されると、お上り行事の開始となる。お神輿の前には、お下り同様に鼻高面、お供物を入れた御供櫃荷やお弓、お鉄砲などが並び、お神輿と神楽の順で神幸列がつづく。

お下りとの違いは、御神幸の沿道の家にお接待の場が設けられており、行列をなす氏子たちの労をねぎらうかのように、お茶、お菓子のみならずお酒や天ぷらなどが振る舞われる。お下り時はその所作で、沿道の人々の注目を浴びた羽熊と挟箱が、威勢よく田んぼの中を駆け巡るのもお下りの厳かな雰囲気とは異なる祭りの風情を創りだしていく。お酒の入った演者たちの威勢のよさは、演舞を見守る家族の不安をよそに詰めかけた人々の笑いを誘い、祭りの賑やかさを盛り上げていく。時には、駆け巡る田んぼの中で、つまづき倒れる姿に、本人の悔しがる姿とは裏腹に、衆目の笑いの渦に祭りの賑わいが広がる。

その間、本宮へお上りするお神輿は、一年の無病息災への祈りを受けとめるかのように神輿ぐりに集まった人々を迎える。手を合わせて祈りながらぐるぐるの人々のいつもの姿は、一年の無事を互いに確認できる瞬間でもある。

羽熊の勇壮な投げ渡しと行きつ戻りつの挟箱の催行が本宮へ着くと、お神輿の神幸列もつづいて本宮である宝満神社へと入っていく。程無く本宮着御の儀が神職によって執り行われ、園部くんちが幕を閉じる。

神を敬い、人が集い、親から子へと受け継がれていく祭りの原点がここにも続いている。

③まとめ

田園景観が色濃く残る園部地域にあって、宝満神社の秋の大祭である園部くんちは、農耕祭事の風情を強く印象づける祭りである。催行路が短いにも関わらず、稲穂垂れる田んぼの中を、御祭神を乗せた神輿や奉納行列が行き来する姿は、沿道にある農家住宅と相まって、園部地区の秋の歴史的風致をつくりだしている。

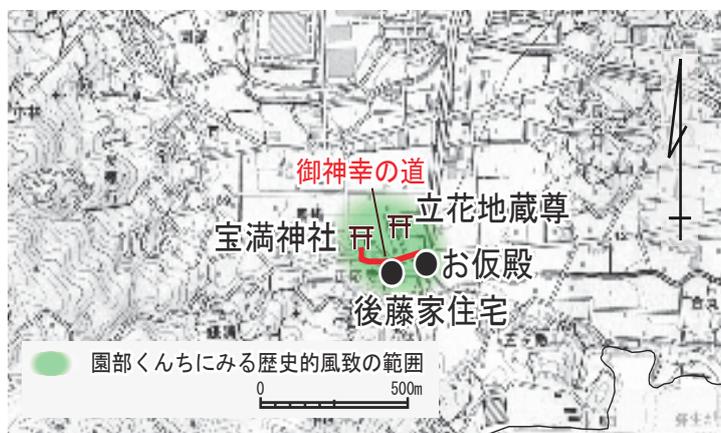


図 園部くんちにみる歴史的風致

2) コモッタキにみる歴史的風致

本町では、毎年11月に行われる行事に「コモッタキ」がある。「カンモドシ」「神もどし」の行事として九州各地で行われ、出雲大社に全国の神様が集う神無月(出雲のみ「神有月」)の行事の一つである。本来は、10月に神送り、11月に神戻しの行事が対をなしているが、11月の行事のみが九州各地で行われ、今では福岡都市圏では多くが失われている行事でもある。

コモッタキは、神無月に出雲大社に行かれた神様を、一晩中火を焚いてそのお帰りを待つ行事で、行事の呼び名は異なるが全国の多くの地域で行なわれていた。本町の神社では、現在では11月の最後の土曜日に行われ、その晩は町中のあちらこちらから炎が上がり、天を赤く染める。その光景を高台から眺めると、あたかも神様がその炎にせかされて出雲から急いで帰ってくる様子が見えるかのようである。

ここでは、子どもたちの行事として原型を今にとどめる小倉老松神社のコモッタキについて記述する。

①コモッタキにみる歴史的風致に関わる建造物と町並み

ア) コモッタキにみる歴史的風致に関わる建造物

【小倉老松神社】

旧小倉村の南に位置し、木山口町から筑後小郡へ続く道沿いにある。『元禄絵図』にも旧小倉村と道は描かれており、その位置から旧小倉村の境界に座する鎮守である。

御祭神は、天満大自在天神である菅原道真公の眷属神である老松大明神で、境内内にはうがやふきあえずのみこと鷗草葺不合尊や瓊瓊杵尊を祭神とする末社がある。社殿自体は、行政区5区の公民館と一体化されているが、境内地を分かつ鳥居は享保17年(1732)寄進の石製鳥居で、その奥には昭和37年(1962)寄進の旗立て石、天保11年(1840)寄進の狛犬が現存している。



写真 小倉老松神社

【『元禄絵図』に描かれる道】

江戸藩政の基礎情報として全国で描かれた絵図で、描かれた時代を冠し通称『元禄絵図』と呼称されている。本絵図は、対馬藩であった旧基肄養父の領地を描いたもので、現在は長崎県対馬市に保管されている。町域の東寄りを南北に縦貫する長崎街道をはじめ、町域を縦横にめぐる旧路が描かれ、緑色で旧集落の範囲も描き込まれている。

絵図に描き込まれた道路や集落は、現在も大きく変更されておらず、コモッタキをはじめとする民間祭事の催行の道も、ほぼ江戸時代から継続された道を舞台に行われている。



図 行政区5区の位置



資料 『元禄絵図』 旧小倉村

イ) コモツタキにみる歴史的風致に関わる町並み

町内各地で行われるコモツタキは、神を迎えるための焚火の薪を調達する山や斎場である神社までの運搬路、さらには祭りに使うお米や野菜、さらにお金を集めにまわる集落内の道や斎場としての小倉老松神社が、コモツタキの歴史的風致の重要な構成要素となっている。

いずれも農村景観の中で執り行われ、道や集落の範囲は『元禄絵図』に描かれたものがそのまま継承され、その道々には疫神、どろどろまいりの祠、むかしながらのレンガ塀が今も引き継がれている。神社境内には、大銀杏が今も昔もコモツタキの炎に耐えながら、集う子どもたちを見守っている。



写真 小倉老松神社周辺の町並み

② コモツタキ

「や〜ごんご、や〜ごんご。芋に大根、^{とうみょうぜに}燈明錢。ついでに小豆もく〜れんな。」

中学生の声変わりしたばかりの声の夜の集落内に響く。この声を聞くと、集落の人々は晩秋の訪れを感じ、年の瀬が近いことを知る。

かつては基山の各神社で行なわれていたコモツタキも、時代の流れの中催行するところが少なくなってきた。かつての姿を色濃く残している5区では、男子中学生がリヤカーを引いて、氏神の老松宮でコモツタキをするための材料を集めてまわる。この男子中学生も、かつての高等科2年の流れを踏襲し、現在の中学2年生全員が^{おやがしら}親頭を務めている。親頭は、一軒々々民家を訪れ、玄関でこの唄を歌いお米や野菜、お金などをもらっていく。

昔ながらに子どもが中心となってコモツタキをしているのが5区で、中学2年生を親頭、中学1年生全員を^{がしら}イモ頭とし、以下小学1年までの男の子たちが約1ヶ月をかけて準備をする。まず境内に何日もかけて深さ2メートル、直径5〜6メートルの穴をスコップで掘る。これは小学生の仕事で、大人の手は借りずに力を合わせて掘っていく。何十年も火を焚いた所なので、土に灰が交じり、どの子の手足も真っ黒になっていく。

焚き物は中学生がリヤカーを押して集めてまわり、穴の脇に山のように積んで置く。

境内の大銀杏が見事に染まり、ハラハラと落とす葉で地面をも黄色に染める秋の朝。子どもたちは朝早くから集まり、参拝者に振舞うで馳走を母親たちと作る。集めたお米を白飯と小豆ご飯の2種類に分けて大釜で炊きおむすびを握り、里芋や大根の皮をむき、かしわ(鶏肉)と合わせて大きな鍋で炊いてお煮しめを作る。神様をお迎えする火を焚く大穴に、焚き物を炎が高く上がるように上手に積み上げ、神前にお神酒や供物を供え無事にお迎えできるよう皆で神様にお参りをする。



写真 コモツタキのための穴を掘る



写真 火の番をする子どもたち

午後5時に火が点けられ、中学1年(イモ頭)が叩く太鼓の音が境内から集落内に鳴り響く。焚き物係の高学年が焚き物を次々に放り込むと、炎はみるみるうちに高くなっていく。夜空に火の粉が美しく舞い、火の粉消し係の小学生の4年以下の子どもらが、境内の木々への延焼を防ぐため水を付けた竹を大きく振り回し火の粉を消してまわる。炎は、地元消防団が待機するほど傍らの銀杏の葉を焦がす勢いで高く上る。ドンドン、ドンドン、ドンドンの決まったリズムの太鼓の音に導かれるように、集落の人々がお参りのためにぞろぞろ集まって来る。

「久しぶりやねえ〜」「大きくなったね〜、分からなかったよ。」
などの言葉が飛び交い一気に賑やかになる。その顔も炎で、真っ赤に染まる。



写真 夜空に燃え上がるコモツタキの炎



写真 享保17年(1732)寄進の鳥居を映し出す炎

拜殿では、コモツタキを仕切る親頭の中学2年生が皿に盛ったおむすびやお煮しめをお盆に載せ、一人ひとりにお給仕をする。きちんと正座をして、お神酒を注ぎ、接待をする凛々しい姿に、集まった大人たちも居住まいを正す思いがしてくる。

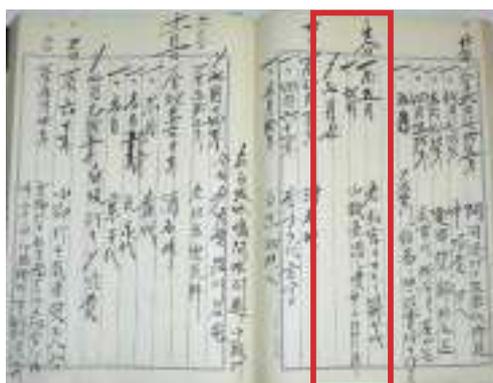
このコモツタキの行事は、記録としては5区が保管している区有文書の昭和17年(1942)の『議事録』に「11月28日 一金5円 老松宮コモリ薪ギ代 小頭受渡し費」として記され、コモツタキのために子どもたちが集めてきた薪木が未使用で余ったため、売り払い



写真 集まった大人を接待する子どもたち

金として区が買い上げた記録が見え、その後の『議事録』にも数年ほど記されている。民間行事は、記録性に乏しく人々の記憶に残るものが多い中で、この『議事録』は今に至るまで長く続けられてきたことを物語る貴重な資料である。

また、明治31年(1898)4月8日に生まれた倉成平次氏の思い出を綴る『基肆養父 きやぶことば』(昭和48年(1973)12月刊行)に、少年の頃(15歳まで(大正2年(1913)))に体験したホンゲンギョウやコモツタキに関する記録が記されている。コモツタキについては以下のように記されており、現在も継続されているコモツタキと多くを共通にし、今も昔も続けられている行事の姿を知ることができる。



資料 議事録 昭和17年(1942)



【原文】

●コモツタキ

霜月の三十日の晩な、お籠りちうち神様が出雲大社から帰つちきなさる晩ぢゃけ神待ちちうちお宮前に夜通し火ば燃して絶間なしい叩く太鼓ん音と燃上がる火花が彼地此地のお宮から盛んに聞えち来る。こりも子どもん楽しみの一つで、お籠りち云ふと二三日前から家々ば廻って、たきもんばくれなさい芋大根ばくれなさい云ふち貰ふちさると子ども頭は又家族一人に米一合、小豆が一戸に一合、燈明錢が一錢宛抜立其の晩は宮前広場に薪を山と積上げ日暮ば待つて太鼓を合図に火を入ると氏子の人々が、ぞくぞく参拝に来る。そして赤飯の握り飯と芋大根の煮染を貰い迎火の周囲で更る迄語る。子どもは交代で夜通し太鼓ば叩き続ける。親頭ち云ふ子ども頭の命令で一夜を過す。此の親頭が翌年正月に、わきゃもん入りして青年になる最後の子ども頭ぢゃけ、なかなか威張ったもんぢゃった。

【現代語訳】

霜月(11月)の30日の晩に、お籠りといって神様が出雲大社から帰って来られる晩なので、神待ちというお宮の前で夜通し火を燃やし、絶え間なく叩く太鼓の音と、燃え上がる火花が、そこそこのお宮から盛んに聞こえてきた。これも子どもの楽しみの一つで、お籠りという二、三日前から家を廻って、「焚きもの(薪)をください。」「芋大根をください。」と言って貰い歩くと、子ども頭は家族一人あたりに米を一合、小豆が一戸に一合、燈明錢が一錢ずつ抜き立ち、その晩はお宮の前の広場に薪を山のように積み上げ、日が暮れるのを待ち、太鼓を合図に(積み上げた薪山に)火を入ると、氏子の人たちが、ぞくぞくと(お宮に)参拝に来られる。そして、赤飯の握り飯と芋大根の煮つけを貰い、迎え火の周りで(夜が)更けるまで語る。子どもは交代で夜通し太鼓を叩き続ける。親頭という子ども頭の命令で一夜を過す。この親頭が翌年正月には、若い者に仲間入りして青年になる最後の子ども頭なので、なかなか威張ったものだった。

倉成平次『基肄養父 きやぶことば』昭和48年(1973) 73頁 佐賀

③まとめ

晩秋の夜、町内各地にのぼるコモツタキの炎と、子どもたちの声々に、秋の深まりを感じつつ、「出雲国」から帰られる地域の神々に一年の無事を感謝する。凜とした寒さの中に立ち上る炎に、基山の晩秋と年の瀬を迎える風情を感じる。

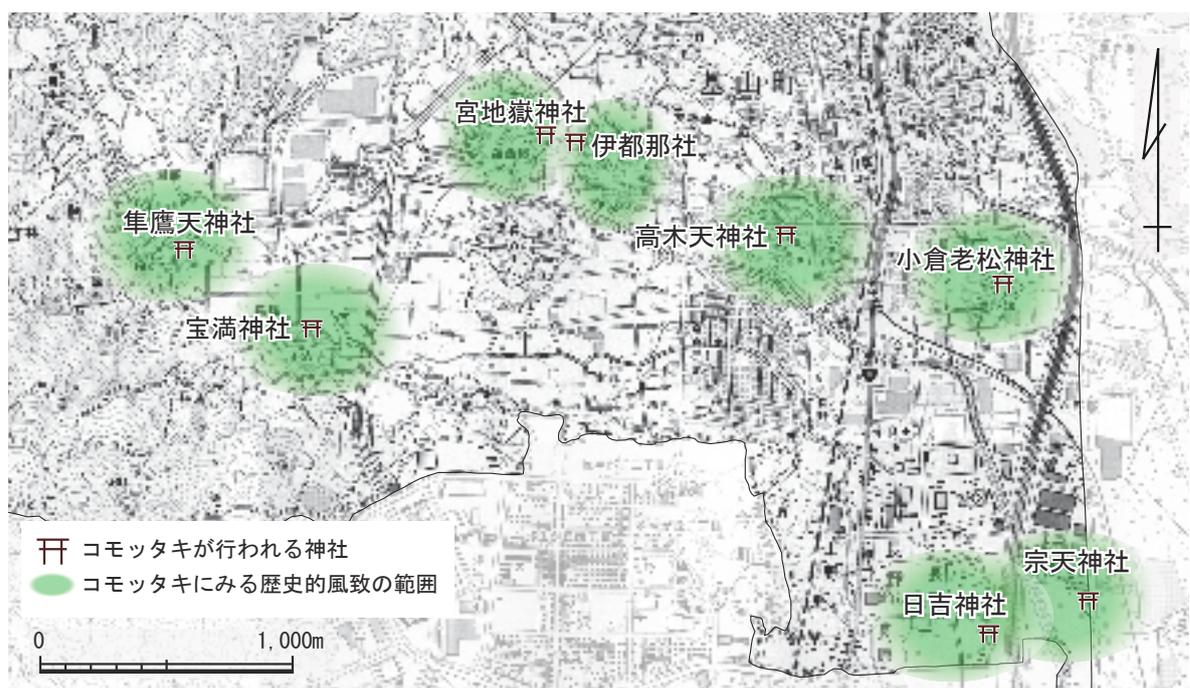


図 コモツタキにみる歴史的風致

3) ホンゲンギョウにみる歴史的風致

本町では、一年を通して様々な民間行事が、お宮の祭事、家々のお祀りとして行われている。JR基山駅前や国道3号沿いに広がった宅地開発によって町外からの転入者が増え、都市化が進んだことを受け、催行する集落が少なくなってきたが、近隣自治体と比較すると、まだかつての姿をとどめ継承されている姿に、本町の人々の伝統的文化を大切に継承する心の強さを感じることができる。

その中でも、ホンゲンギョウやそれに附帯して執り行われる諸事は、未だ多くの地区で取り組まれ、催行時に町の所々に立ち現れる、その様子は本町の貴重な個性をつくりだしている。

1月1日元旦から7日までの正月行事に終わりを告げる行事には、ホンゲンギョウがある。これは、正月に迎えた年神を1月7日の早朝に、火を焚いて見送る行事である。

ホンゲンギョウの歴史は、町民が主体となって行っている年間行事に関する記録が残りにくい中、倉成平次氏の思い出を綴った『基肆養父 きやぶことば』に見ることができ、倉成氏の少年の頃(15歳まで(大正2年(1913)))に体験したホンゲンギョウに関する記録として貴重である。この記録では、「村道の真中」で行っていると記されており、今は2区や7区などの限られた場でのみ行われているホンゲンギョウが持つ原型の姿を知ることができる。

【原文】

●ホンゲンギョウ

(1月) 七日ん朝んホンゲンギョウも嬉しかった。まあだ、まつくら朝ボオンボオン竹んはしる音んし出すと子どもまちみんなはね起きて村はずれに出ちいくと、霜ん真白か道の真中に藁と竹ばうんと小積うでボンボン燃し、うちから持つち来た餅はワラビャアんなかで、やあち 口端ば真黒すつくる にかあち 食うとも楽しかった。ようよう夜のあけち、うちい帰ると、そん口端はなんかい、やしぼんごたるち云われち。わりゃあながら、つら、あるうたもんぢやつたが、そん頃は村道の真中で、こぎゃな行事ば、しょったが、今どんこぎゃなこつしたなら、どうぢゃろかち思わるる。

【現代語訳】

(1月)7日の朝のホンゲンギョウも嬉しかった。まだ、真っ暗な朝にボオンボオンと竹が弾ける音がし出すと、子どもは本当にみんな跳ね起きて、村はずれに出ていくと、霜で真っ白になった道の真中に藁と竹をたくさん積んでボンボン燃やし、家から持って来た餅を藁灰の中で焼いて、口の端を真っ黒にして(餅を)食べるのも楽しかった。ようやく夜も明け、家に帰ると、「その口端はどうしたのか? いやしん坊のようだ」と言われて、笑いながら顔を洗ったものです。その頃は、村道の真中で、このような行事をしておつたが、今、このようなことをしたら、(このようなことをする人は)大丈夫だろうかと疑われるだろう。

倉成平次『基肆養父 きやぶことば』昭和48年(1973) 73頁 佐賀

①ホンゲンギョウにみる歴史的風致に関わる建造物と催行の場の環境

ア) ホンゲンギョウにみる歴史的風致に関わる建造物

【寺崎家住宅】

各家ごとに執り行う年中行事の伝統を守る寺崎家は、本町南西部の黒目牛^{くろみうじ}地区にある。大正年間建築の農家住宅で、木造二階建ての屋根は入母屋造り、平入り部分に玄関を有している。この主家とは直交するように農業用倉庫が建ち、建造物群の一段下に田んぼが広がっており、この田の中でホンゲンギョウが催行される。



写真 寺崎家住宅

【城戸老松神社】

城戸老松神社は、基肄城跡水門から流れる筒川に面する旧城戸村集落の中央に位置している。境内は、昭和7年(1932)に造られた頑丈な石垣で囲まれ、その下を豊かに流れる川に掛かる石橋を渡って境内に入る。祭神は老松大明神(菅原道真公)他5社。(57頁参照(信仰の山・基山にみる歴史的風致))この境内で行われる1月のホンゲンギョウの際に燃やされる。ホンゲンギョウは、境内東側の広場で行われ、銀杏の大木が見守る中、正月の引き締まる寒さを打ち破るように、天高く炎が立ち昇っていく。



写真 城戸老松神社

イ) 催行される場の環境

ホンゲンギョウは、新たな年を迎えるにあたり、家々に迎えた年神を1月7日の早朝に天へお返しする行事で、陰から陽へ転じる夜明け前に火付けが行われ、夜明けをはさんで催行される。元来、黒目牛集落の寺崎家住宅のように各家々の田んぼの中や玄関先で執り行われていた。それがいつしか数軒が「辻」と呼ばれる三叉路に集い正月飾りを焼く行為へと変化し、最近では城戸老松神社などのように地域の神社や公園を舞台に催行されるように変化してきている。ホンゲンギョウ催行の様子は、町場景観ではなく多くの地域で農村的景観の中で執り行われている。

②ホンゲンギョウ

ア) ホンゲンギョウ

ここでは、町内各地で行われているホンゲンギョウの例として、原型に近い黒目牛地区の寺崎家でのホンゲンギョウと、現在多くの地域で行われている集落ごとのホンゲンギョウとして城戸老松神社のホンゲンギョウを取り上げる。

【個人宅でのホンゲンギョウ】

○ヤグラ組み上げ

ホンゲンギョウを催行する家々や集落では、催行日前日までに、近傍の山の竹林から竹が切りだされ、催行場である田んぼや神社・公園に持ち込まれる。

個人の家で行っている黒目牛集落の田んぼでは、竹やぐら基礎には、木材が置かれ、その上に稲藁、笹が着火剤として重ねられる。その後、切り出してきた竹が切り分けられることなくそのままやぐら状に組まれていく。高ければ高いほど良いとされ、太い竹で高さのある竹が組まれていく。

この竹やぐらの高さや太さが好まれるのは、年末に家々に迎えた年神を、天に返す意味から高さが求められている。またやぐらが燃える際に弾ける音で、陰から陽への転換を意識づける。そのために節々に空気をたくさん蓄えた太い竹が用意されている。



写真 ヤグラ組み上げ作業の様子

○火入れ

1月7日当日、夜明けぬ午前5時に、前日に立ち上げた竹製のやぐらのまわりに人々が手に手に正月飾りを持ち集まり始める。口々に新年の挨拶が交わされ、新たな年への無事を確認し合い、暗いながらも互いの気持ちを明るくさせていく。

黒目牛地区の寺崎家では、午前5時30分、やぐらに火が入れられる。火付けの位置はあらかじめ決められており、火付けにふさわしく稲藁を置き、その上に竹笹が置かれている。着火と同時にいきなり炎が立ち昇り、一面明るさと温かさが包む。参集した人々は、正月飾りをやぐらの周りに置き、立ち昇るやぐらの炎とともに、年末に家々にお迎えした年神を天に返す。

黒目牛地区の寺崎家の方が言うには、

「村一番にポンという音をさせんといかんとです。」

「お父さんは前日から竹を切り出してきて、それはそれは見事に組みなるとよ。」

と話してくれたように、個人で続けているところも多く残っている。



写真 農家建造物(大正期建築)の前の田んぼで燃え上がるヤグラ

【城戸老松神社でのホンゲンギョウ】

基^き山東麓の城戸の老松神社の神殿前で行われるホンゲンギョウは、子どもクラブの親子が前日に井桁にくみ上げた木材とそれを囲む竹に火が点けられ、高く燃え上がる。次々と神社の四方から正月飾りや、古い御札などを持って町民が集まって来る。どの人もまずは神殿にお参りをし、神さまに挨拶をした後、炎の中に正月飾りなどを放り込み、回りの人々と新年の挨拶をする。いつもは作業服のおじいさんも、今日はさっぱりした服装で、お尻を火に当てて暖をとりながら話をしている。



写真 城戸老松神社のホンゲンギョウの様子

「近所でもなかなか会わんけんね。」

「元気やったですか？」

その表情はいつになく晴れ晴れしい。子どもたちは葉っぱや木切れを拾っては、熱さに眉毛をしかめながら炎に放り込み、その燃える様を見つめている。時折パチーンと竹が弾けて火花が四方に飛び散ると、「うわー」と歓声を上げて後退りをする。

神社や公園で行われているホンゲンギョウでは、書初めの書をやぐらに入れ、天にかえる年神さまに願いを託し、腕前向上を願う子どもらもかつてはいた。

集った人々の願いを天につなげるかのように火の粉が高く舞い上がる。そして、早朝の静けさを破るように竹が「ポン、ポン、パ〜ン」と弾けていく。バチバチ、パチッ、パーンパチン。遠くからでも分かる大きな音。竹の弾ける音が響く。暗闇に赤々と燃える炎が、新年の澄んだ空気を切り裂いている。集落のあちらこちらから音がし始め、煙が上がる。時には、耳をつんざくような音に、集った子どもらは驚き、それを見守る大人の笑声があたりを和やかな雰囲気にする。

木が燃えるるにおいに交じって小豆を炊く良い匂いも境内に漂ってきた。子どもクラブのお母さんたちがお盆にぜんざいの椀を載せて運んで来る。寒さにかじかんだ手を椀で温めながら、甘いぜんざいをほおばると身体も温かくなる。

本町も都市化が進み住宅が密集した国道3号沿いでは、ホンゲンギョウを催行することが困難となり、環境問題も拍車をかけ、次第にホンゲンギョウを断念する地域が多くなってきている。

国道3号から一歩周辺に足をのばすと田園風景が広がる本町では、少なくなりつつはあるものの、各地にホンゲンギョウが催行されており、そこかしこでホンゲンギョウの炎が立ち上り、竹の弾ける音があたりにこだまする。

この行事がいつから始まったかは分からないが、本町に大正13年(1924)に生まれ育った方が、幼少時のホンゲンギョウの思い出を、今と変わらぬ風景で書き残しているように、長く今に大切に守られ続けている正月の風情である(『思い出すまに』 松野孝則 平成4年(1994))。

イ) きんどの守り

寺崎家の田んぼでは、ほどなく、このホンゲンギョウの立ち昇る炎に、細めの竹が入れられ、家々の入口を守る「きんどの守り」がつくられる風習も残る。

きんどの守りは、家々に魔物・災いが入らないように立てられるもので、細めの竹の節々間が「パン」と弾け、弾けた箇所を手際よく曲げ、きんどの守りの三角形が形作られていく。鬼の目のごとく睨みをイメージさせた形とされ、一つまた一つと手際よくつくられていく。年神を送る神聖な火で作られることで、一年間の災いを家々に入れれない守り神の意識が投入される。

やぐら横に立てられたきんどの守りは、家人によって家の門や裏門である城戸(木戸)に立てられ、一年前に立てられたきんどの守りと入れ替えられる。その形が三角形を呈していることから、鬼の睨み目を形づくっているとされ、災いを睨み目で脅し入り込むのを防いでいると伝え聞く。

集落の入口に立てられ、災いを掃き出す疫神と共に、災いが生活の場に入り込むのを防ぐ役割がある。一年前に立てられたきんどの守りは、やぐらの火の中に入れられ一年の感謝とともに天に返される。

午前6時には、竹の弾ける音に混じって、大興善寺の梵鐘^{ぼんしやう}が時を告げる鐘を打つ。初春の静けさに響く鐘の音は、早朝のすがすがしさと相まって、新年への新たな気持ちを湧き起こさせてくれる。竹の弾ける音、大興善寺の梵鐘の音に起こされたのか、鶏の鳴き声も混じり、「朝」を体感する。やぐらが燃える匂い、竹が弾ける音、梵鐘の音、鶏の声が聞こえ、そして次第にあたりが日の出を告げるように白み始め、視覚として「朝」を感じはじめる。集った人々の顔々が次第に見え始め、馴染みの顔、初めて出逢った顔を、この時はじめて確認する。しかし、不思議なことにその時には、ホンゲンギョウを共に催行した仲間として、初めて出逢う顔々も連帯感を感じつつやぐらの火を囲んでいる。

黒目牛地区の寺崎家の方が、

「これは欠かしたことのなかですよ。転勤で私が東北に行きつた時は親父がしよったです。」と話してくれた。このきんどの守りを立て続けている家は、本町でも少なくなってきたが、敷地内の入り口に立てられている家を見ると、この家は一年間守られているんだという安心感と羨望を感じる風景である。

日の出を迎える頃、やぐらの火は次第にオキ(消し炭)状態となり、時折、周囲に散らばった竹笹を入れると炎が立ち昇るが、年神を送った後の余韻を感じさせるように、めらめらと赤くゆらめく。



写真 きんどの守り製作の様子



写真 作り上げられたきんどの守り



写真 家々の守りとして置かれたきんどの守り

ウ) 荒神さまのお餅焼き

荒神さまのお餅焼きは、個人宅、集落の別なく、ホンゲンギョウが催行されるところでは、多くの場所で行われている。

荒神さまのお餅焼きとは、炊事場・竈の神として知られる荒神さまへのお供えものであった鏡餅を、ホンゲンギョウのオキとなった炎であぶり、やや焦げ目のついた餅を家々に持ち帰り、家族で分け合って食べる風習である。神聖な火であぶった餅を食すことで、一年の無病息災を願う気持ちが込められている。



写真 焼かれたお餅

基^き山東麓の老松神社の神殿前で行われるホンゲンギョウでは、
ひとりのご婦人^{きごん}がお餅を三個、くすぶる火の中に入れた。それを見ていた子どもが、
「何でこんな時に餅ば入れるとー？」と聞く。

「あら〜知らなかったとね。これは荒神さんの餅たい。これをホンゲンギョウの火で焼いて食べると病気をせんと言われているとよ。」

「ふ〜ん。」

ご婦人は、木の枝で表面を焦がした餅を取り出しアルミ箔に包んで、「家族で食べます。」と大事そうに持って帰った。

また、黒目牛地区の寺崎家では、残り火の中にサツマイモも投じられ、焼き芋として参集した人々へと配られる。残り火の遠赤外線によって甘味を増した芋の甘さは、集った子どもたちのみならず大人たちも舌鼓を打つ。早朝の寒さを忘れ、集う人々の笑顔、しらみ始めた朝の風景、やぐらの炭の匂い、大興善寺の鐘の音、鶏の声、様々なものが交じり合い、最高の「調味料」として焼き芋のうまさを引き立てる。

やぐら材がすべて燃え、すっかり明るくなった午前8時頃、ホンゲンギョウは幕を降ろし、参集した人々の口々に、「また、会いましょう。」「また、来年。」の言葉が交わされ散会となる。残り火は、そのまま夕刻^{くすぶ}まで燻り消えていく。

③まとめ

正月行事に終わりを告げるホンゲンギョウは、町域に上がるホンゲンギョウの炎の柱と朝日が入れ替わり、新たな年の平穏無事を願う町民の日常生活の始まりを告げている。また、その時につくられるきんどの守りは、各家の守り神として、新たな生活に入る本町の人々の心の支えになるとともに、本町の家々の表・裏の姿を形づくる重要な文化遺産となっている。

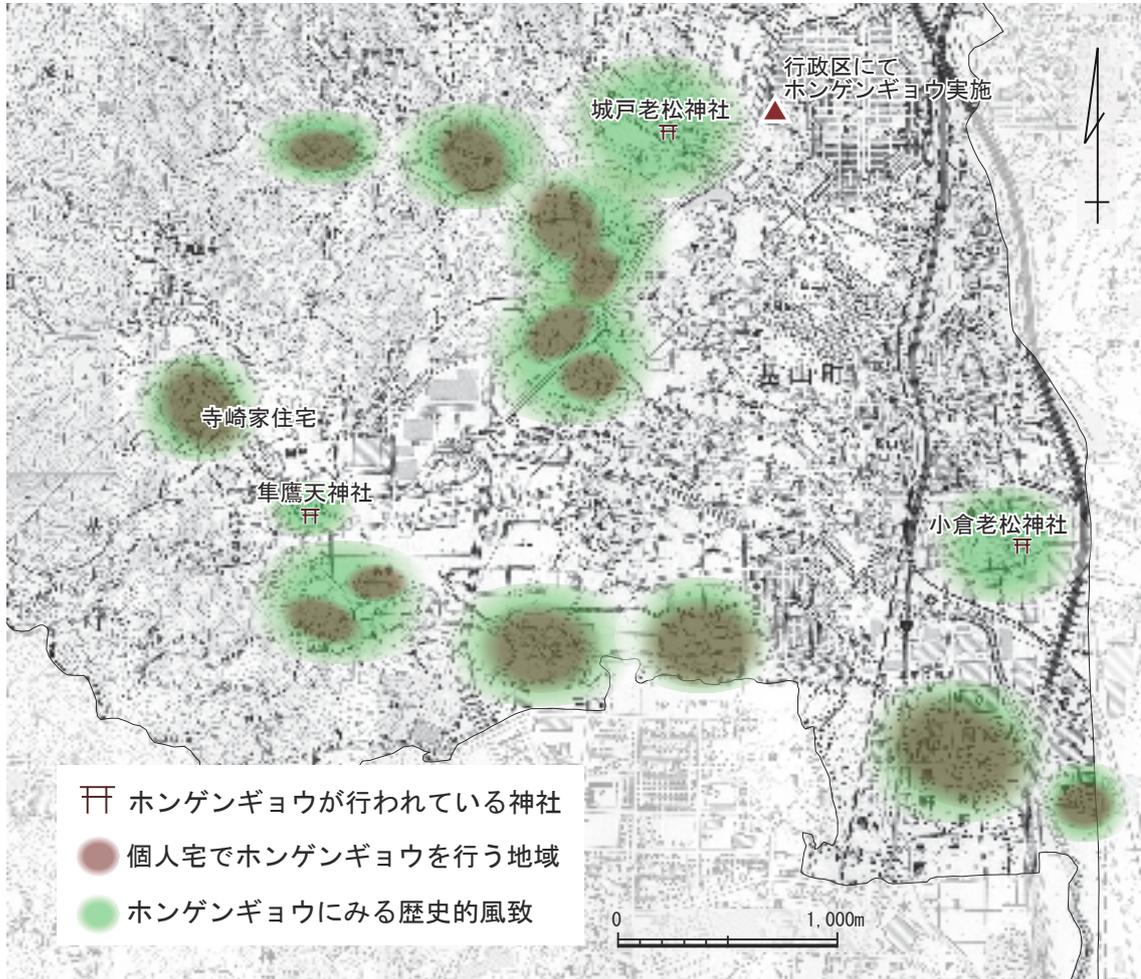


図 ホンゲンギョウにみる歴史的風致

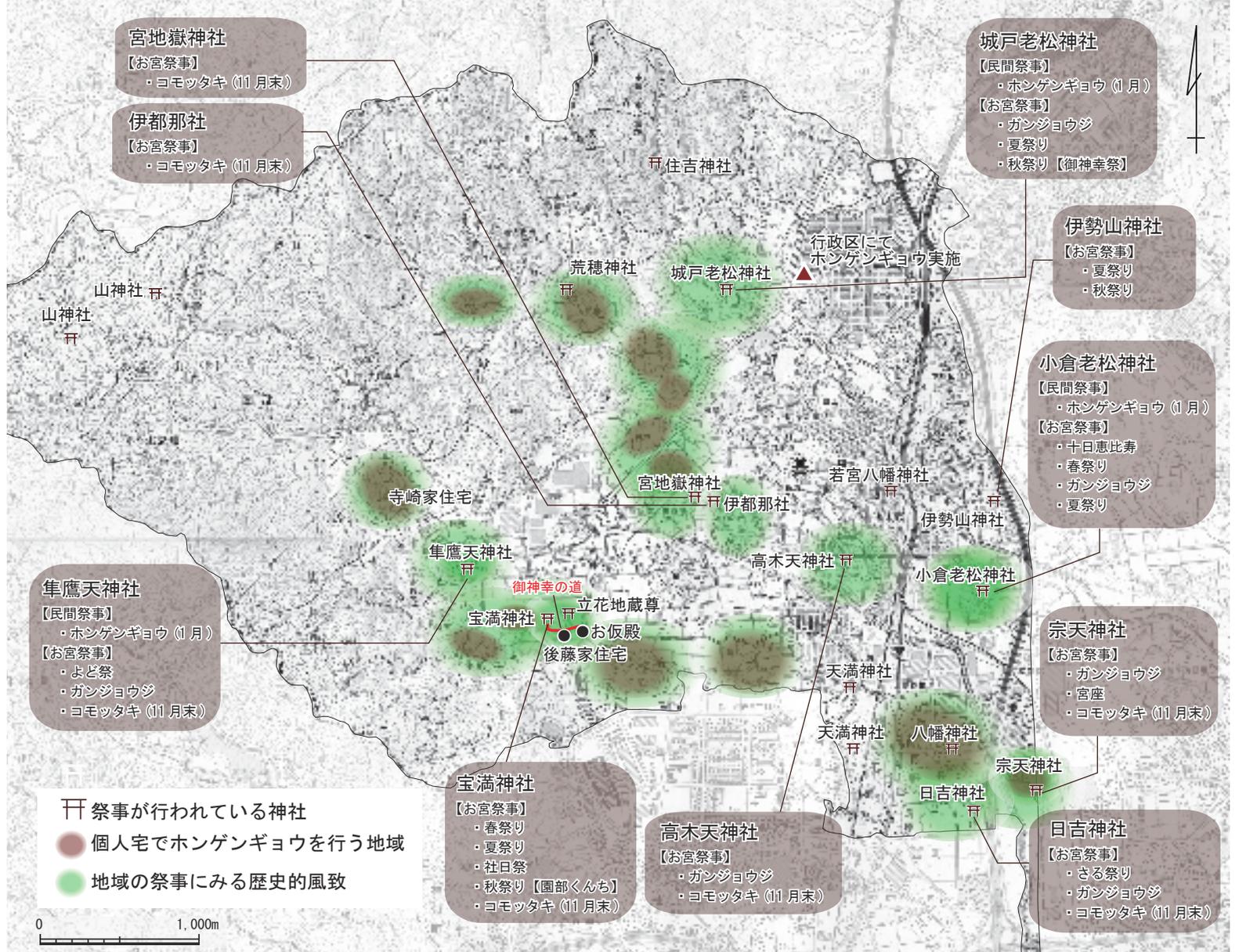
(3) おわりに

これらの行事を通して、町民がこの伝統を続けている誇りと、地元を愛する心を育んでいることを感じる。また、家族や親戚、久しぶりに会った近所同士や知人が言葉を交わし、旧知を温める場となり、コモツキに見る親頭をはじめ子どもたちがそれぞれの役目を立派に果たしている姿に、地元の宝である子どもたちの成長を喜ぶ日ともなっている。

福岡都市圏に入る本町ではあるが、江戸から昭和前期に建築された農家住宅や社殿、そして『元禄絵図』に描かれる道や田んぼなど農村景観を今なお多く残し、そこここで農耕祭事が神社と町域を舞台に多世代の氏子たちによって執り行われ、季節の節目を物語る歴史的風致をつくりだしている。

地域で行われる民間行事は、歴史的農家建築や『元禄絵図』に描かれる道路や水路などを舞台や背景として執り行われ、時の流れと社会の変化によって大きく変容してきているが、村落的つながりを残す地域では、かつての姿をとどめ、人々の絆を確認するように本町のむかしながらの歴史的風致が今に受け継がれている。

図 地域の祭りにみる歴史的風致



第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持向上に関する課題

(1) 歴史的な建造物の保存・活用に関する課題

本町には、特別史跡基肄城跡、近代において基肄城跡の顕彰を目的に史跡指定地内に建てられた天智天皇欽仰之碑や通天洞、荒穂神社の神殿や接待所、大興善寺の仁王門や本堂、どろどろまいり関係の社寺・祠、長崎街道沿いに点在する町家、地域の祭事が催行される神社等、多種多様な歴史的な建造物が存在する。

しかし、これらの歴史的な建造物うち、国、県、町の指定による保護を受けているものは一部であり、文化財保護法に基づく指定文化財は特別史跡基肄城跡のみである。基肄城跡そのものや、天智天皇欽仰之碑、通天洞は、十分な保存修理等が行われておらず、経年の劣化が進んでいる。

特別史跡基肄城跡以外の文化財保護法に基づく指定を受けていない歴史的な建造物は、手つかずのままであり、その維持管理は所有者に委ねるしかない状況である。中には、経年の劣化が著しく、居住者の高齢化や費用等の問題により、修理等が進まない建造物もある。また、安易な修理等により、歴史的な建造物が有する本来の価値や特徴を失ったものも見受けられる。加えて、平成30年(2018)7月豪雨災害では、本町の歴史的風致にとって欠くことができない神社建物や催行の場が被災し、崩壊や土砂堆積によって行事催行ができなくなっている。

歴史的な建造物は、そもそも人々の暮らしの中で活かされ、今に残されてきたものである。また、これらには木造のものが多く、適切な日常の維持管理が不可欠なものである。しかし、時代の変化の中で、人の手から離れ、普段の維持管理ができていない物件が増えている。少子高齢化やライフスタイルの変化等が進展する現代社会において、現状のままでは、今後、劣化や滅失が進展し、そのことが本町の歴史的風致の低下、あるいは喪失につながる恐れがあり、課題となっている。



写真 天智天皇欽仰之碑銘板欠損



写真 瓦が脱落している住宅



写真 住吉神社の被災

(2) 歴史的な建造物を取り巻く周辺環境に関する課題

本町は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、文化財保護法等の指定により、計画的な土地利用の誘導等が図られてきたところである。基山や権現山から連なる山並みを背景とし、山裾には農地が広がり、全体として、水と緑に恵まれるところである。豊かな自然環境や、これと一体となった静かで落ち着いた市街地の中に様々な歴史的な建造物が点在している。加えて、町内を通る多くの道は、長崎街道をはじめ、『元禄絵図』に見る道をそのまま踏襲している。

しかし、歴史的な建造物を取り巻く周辺環境は、歴史的な道路であっても認識しづらい状況が生じているところも見受けられる。

例えば、長崎街道では、道路舗装の劣化や景観に馴染まないガードレールや道路標識等の設置によって、回遊を促すような道路空間の形成が十分図られていない。祭事の催行路沿いなどにも歴史的な建造物と調和しない建造物や張り巡らされる電線や電柱等が景観を阻害する要因となっている。

また、来訪者の受け入れ環境が十分でないことも課題である。例えば、基肆城跡では、駐車場や便益施設の経年劣化が目立つようになっている。史跡指定地内やその周辺における道路環境は、手入れや管理が行き届いておらず、樹木の繁茂やイノシシなどの獣害によって、劣化や崩壊がみられ、一般車やバス等での寄りつきが困難な状況となるなど、来訪者の散策環境を損なう事象も発生している。

加えて、平成30年7月豪雨災害によって特別史跡基肆城跡がある基山への登山道である林道寺谷線、町道丸林線の崩落や、特別史跡基肆城跡内の散策路が土砂崩れや倒木によって通行に支障が生じている。

このように、歴史的風致を維持向上させていく手立てが不十分であることが課題となっている。



写真 基肆城内獣害（イノシシが掘り起こした階段）



写真 歴史的風致が損なわれる長崎街道



写真 町道丸林線崩壊



写真 基肆城内道路崩壊

(3) 伝統行事や伝統文化、並びに史跡の継承に関する課題

本町は、特別史跡基肄城跡を伝える活動の他、基肄城跡に位置するタマタマ石を含めて町内の祠を巡るどろどろまいり、荒穂神社の御神幸祭、そして各神社で行われる様々な祭事をはじめ、歴史や伝統を反映した活動が盛んなところである。

しかし、少子高齢化に伴い担い手の高齢化と減少が進行し、伝統的な年中行事等を支える地域コミュニティの脆弱化が進んでいる。上記の祭事で使用する道具等の手入れも不十分な状況である。

担い手の高齢化とその固定化が地域コミュニティの負担感の増大につながり課題となっている。



写真 荒穂神社しめ縄^{ひな}つむいの様子

(4) 歴史的風致に対する認識に関する課題

本町には、多くの文化遺産が点在しているが、案内・解説サインの設置がされていない、あるいは更新が求められるものも存在し、本町の歴史的風致に対する理解を深める貴重な機会を損なっている現状がある。

また、平成29年(2017)1月「基山町立歴史民俗資料館」を閉館した。この「基山町立歴史民俗資料館」は、昭和57年(1982)に開館し、資料館部分は広さ約220㎡で展示室2室、収蔵室などを備えていた。町内の文化財、民俗資料など約4千点や土器などの出土品500箱、発掘現場の図面約2千点を所蔵していた。収蔵品の一部が新設された「基山町立図書館」の郷土資料コーナーで公開されているが、既往の展示物の多くが非公開のままとなっている。また、「基山町立歴史民俗資料館」の閉館により、収蔵されていた資料の分散保管や資料保管環境にはふさわしくない高温多湿な環境での保管が行われるようになった。併せて、町民や観光客等が文化遺産に触れる機会の減少につながっている。



写真 劣化したサイン

一方、町内に点在する文化遺産に触れる新たな取組として「文化遺産ボランティアガイド」の動きが始まった。文化遺産ボランティアガイドは、町内に点在する様々な文化遺産を町民参加により把握する取組みである。主な活動としては、調査に加え、調査成果をまとめた冊子やマップなどの作成、有識者の講話や各自が調べたことなどを発表する勉強会・会議の開催、来訪者への解説等があり、月に1~2回程度のペースで活動している。しかし、まだ始まったばかりであり、ボランティアガイドの十分な育成が図られているわけではない。

若い世代を中心に本町に存在する歴史的な建造物、伝統行事や伝統文化に対する情報伝達が十分ではない現状である。観光客を含め、多くの人々に本町の歴史的風致に対する認識を如何に高めていくかが課題となっている。

2. 既往の上位・関連計画との関係性

本町は、『第5次基山町総合計画』を平成28年(2016)2月に策定している。同計画には、町の将来像に「アイが大きいまち基山町～住む人にも訪れる人にも満足度NO.1のまち基山町の実現」を掲げている。

本町では、この『第5次基山町総合計画』に即し、さらに、『基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略』や『基山町都市計画マスタープラン』などのその他の関連計画とは内容の整合を図り、連携するとともに、基肄城跡の保存管理や保存整備については、『基肄城跡保存管理計画』『基肄城跡保存整備基本構想』『基肄城跡保存整備基本計画』に位置づけられた内容と連動した歴史的風致の維持向上に関する事業等を『基山町歴史的風致維持向上計画』に位置づけることで、町民の日々の生活や来訪者のもてなしに配慮した歴史まちづくりの推進を図る。

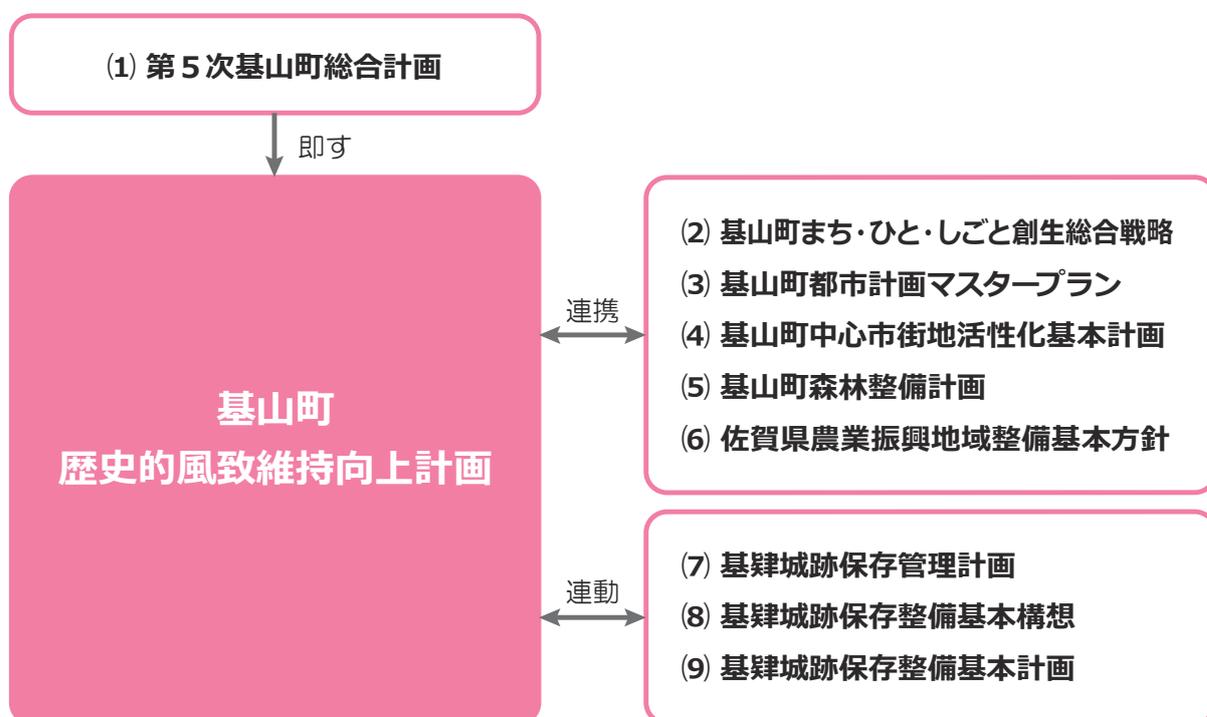
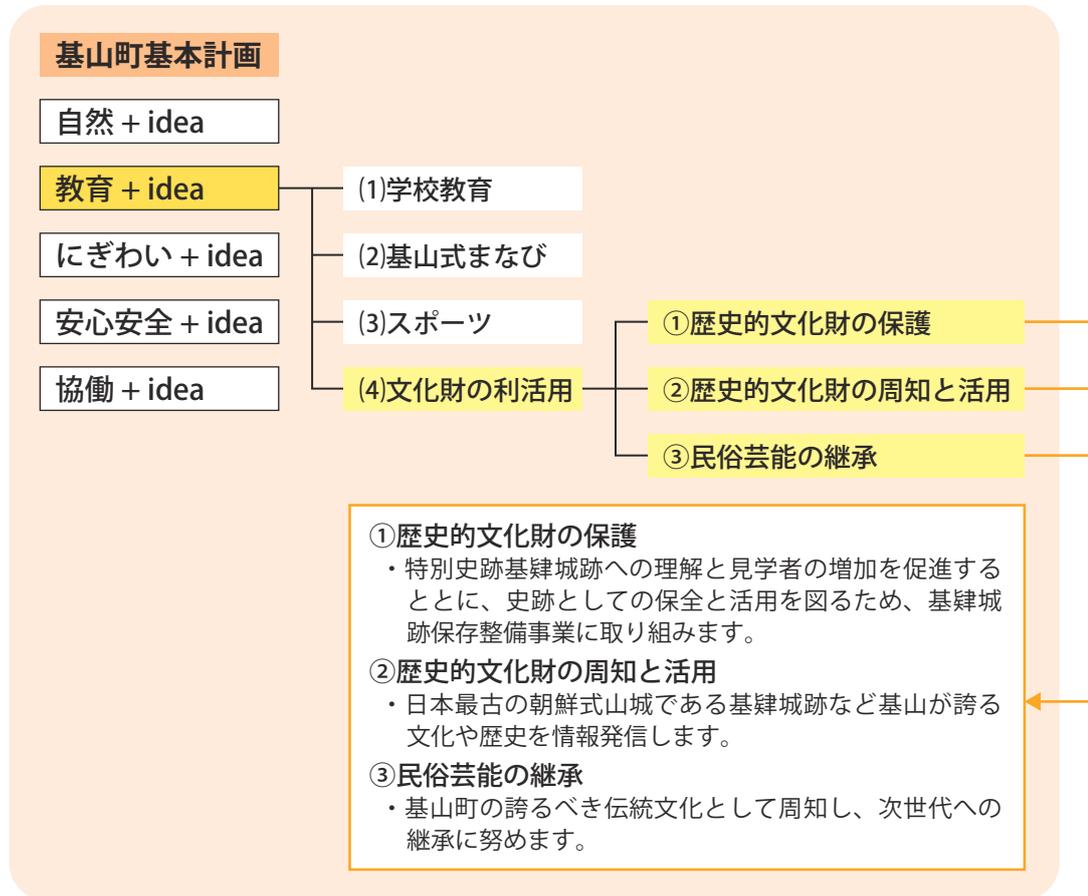


図 上位計画との関係

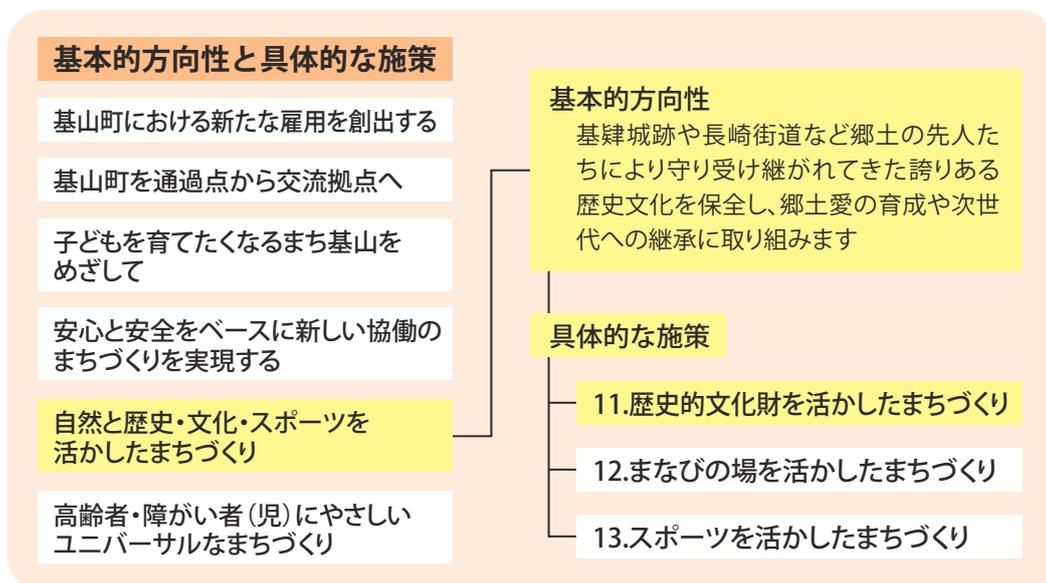
(1) 第5次基山町総合計画 (平成28年(2016)2月策定)

基本計画で第2章「教育+idea オール基山で人を育てる教育力の高いまち」の第4節「文化財の利活用」において、施策推進のための主要事業に「歴史的文化財の保護」、「歴史的文化財の周知と活用」、「民俗芸能の継承」を位置づけている。



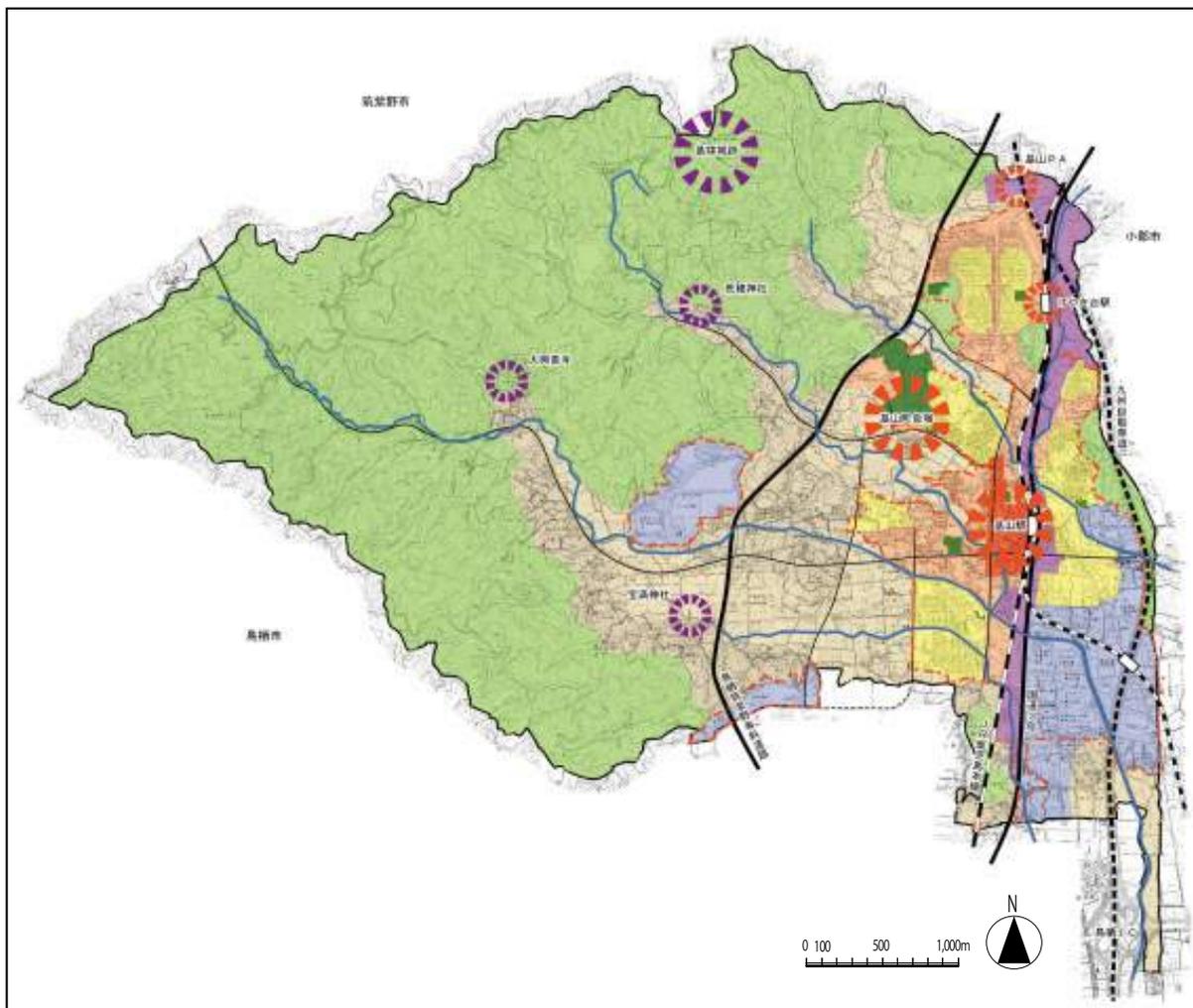
(2) 基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成27年(2015)10月策定、平成29年(2017)8月改定)

第8章「基本的方向性と具体的な施策」の第5節「自然と歴史・文化・スポーツを活かしたまちづくり」の中の11項に歴史的文化財を活かしたまちづくりを位置づけている。



(3) 基山町都市計画マスタープラン(平成18年(2006)9月策定)

「Ⅴ.まちづくりの部門別方針」において、「2 人・モノ・文化の関わり・流れを円滑にするまちづくりの方針：道路・交通体系」の「(4)人にやさしい安全で快適な歩行者空間ネットワークの形成」の方策の中に「主要な河川沿いや旧長崎街道等における散策路整備の検討」を位置づけている。また「5 基山らしい美しさがあふれるまちづくりの方針：都市環境・景観」の「(1)基山らしさが感じられる美しい都市環境の形成」の方策の中には「歴史資源や文化資源周辺の環境整備の推進」を位置づけている。



- 凡例 -					
	山林の保全		良好な沿道市街地景観の形成		広域幹線道路
	良好な農地・集落地景観の形成		良好な流通工業地景観の形成		幹線道路
	良好な住宅地景観の形成		公園緑地の整備及び維持管理		九州自動車道
	良好な中低層市街地の形成		拠点利用地区の顔づくり		鉄道
	良好な中心市街地景観の形成		歴史的文化資源の保全、活用		河川
					市街化区域
					行政界
					<鳥栖市内参考表示>
					幹線道路

図 基山町都市計画マスタープラン：都市環境・景観

(4) 基山町中心市街地活性化基本計画 (平成30年(2018)3月認定)

中心市街地活性化のコンセプトには、「活性化の目標(全体テーマ)」に「寄ってみよう 歩いてみよう 住んでみよう “ちょっとよい”が好循環を生み出すまちなかの実現」を掲げるとともに、3つの方針、3つの目標、3つの数値目標を設定している。(以下、参照)

中心市街地の範囲は、「JR鹿児島本線基山駅」、「基山町役場」「基山町立図書館」、「多世代交流施設(基山町多世代交流センター憩の家)」を含む面積106.9haの範囲である。

中心市街地活性化に向けた具体的事業の一つには「歴史的文化遺産を活用した婚活応援事業」を位置づけている。この事業は、町内を巡る企画を実施し、参加者が本町に興味を持ち、住むきっかけになることを狙いとした取り組みである。

【活性化の目標(全体テーマ)】

寄ってみよう 歩いてみよう 住んでみよう “ちょっとよい”が好循環を生み出すまちなかの実現

	【中心市街地活性化の基本的な方針】	【中心市街地活性化の目標】		【数値目標】	
			目標指標	基準値(H28年度)	目標値(H34年度)
①	回遊や交流が生まれにぎわいあふれる中心市街地づくり	にぎわいある商業環境をつくる	4商店街の空き店舗率	18.0%	10.0%
②	町民の日常生活を支える便利で暮らしやすい中心市街地づくり	まちなかの居住人口を増やす	中心市街地の居住人口	4,268人	4,536人
③	一歩足を延ばしたくなる魅力あふれる中心市街地づくり	まちなかに人を惹きつける	イベント来場者及び施設利用者数	486,391人	523,500人



図 中心市街地の範囲(資料:基山町中心市街地活性化基本計画)

(5) 基山町森林整備計画 (平成28年(2016)3月策定)

『基山町森林整備計画』では、公益的機能の維持増進を図るための森林施業を実施する森林(公益的機能別施業森林等)の区域として、以下の5つを設定している。

- 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林:277.34ha
- 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林:232.57ha
- 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林:547.81ha
- 保健・文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林:72.48ha
- 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林:241.23ha

『基山町森林整備計画』では、町内の大部分の森林を、多面的機能の高度発揮が求められているにも関わらず、荒廃の恐れがあるため、公的に管理・整備をしていく必要性が高い森林(基山環境林)に位置づけている。

基山環境林は、6つ区域(水源かん養機能維持増進森林:277.34ha、土山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林:232.57ha、快適環境形成機能維持増進森林:547.81ha、保健・文化機能維持増進森林:72.48ha、木材生産機能維持増進森林:241.23ha)に分けられる。

その中で、基肆城跡が位置する基山^{きざん}一帯を「保健文化機能森林区域」に位置づけている。

同区域では、森林の整備及び保全にあたって、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することを定めている。また、施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえた多様な施設の整備を行うとともに、次の事項について配慮することを明記している。

- (7) 周辺の景観に配慮しつつ森林の状況や利用の見通し等に応じた施設整備
- (4) 施設全体の一体的かつ計画的な整備
- (7) 四季を通じて利用可能な施設の設置
- (1) 周辺にある既存施設との調和に配慮した整備
- (4) 森林の有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないよう、施設の位置、規模等を適切に決定する
- (4) 施設の設置にあたっては防火体制、防火施設の整備、高齢者や身体障害者等の利用並びに利用者の安全及び交通安全、円滑な交通の確保に留意する
- (7) 周辺との調和や地域の林業・林産業の振興を図る観点から、積極的に木造施設の導入を図る

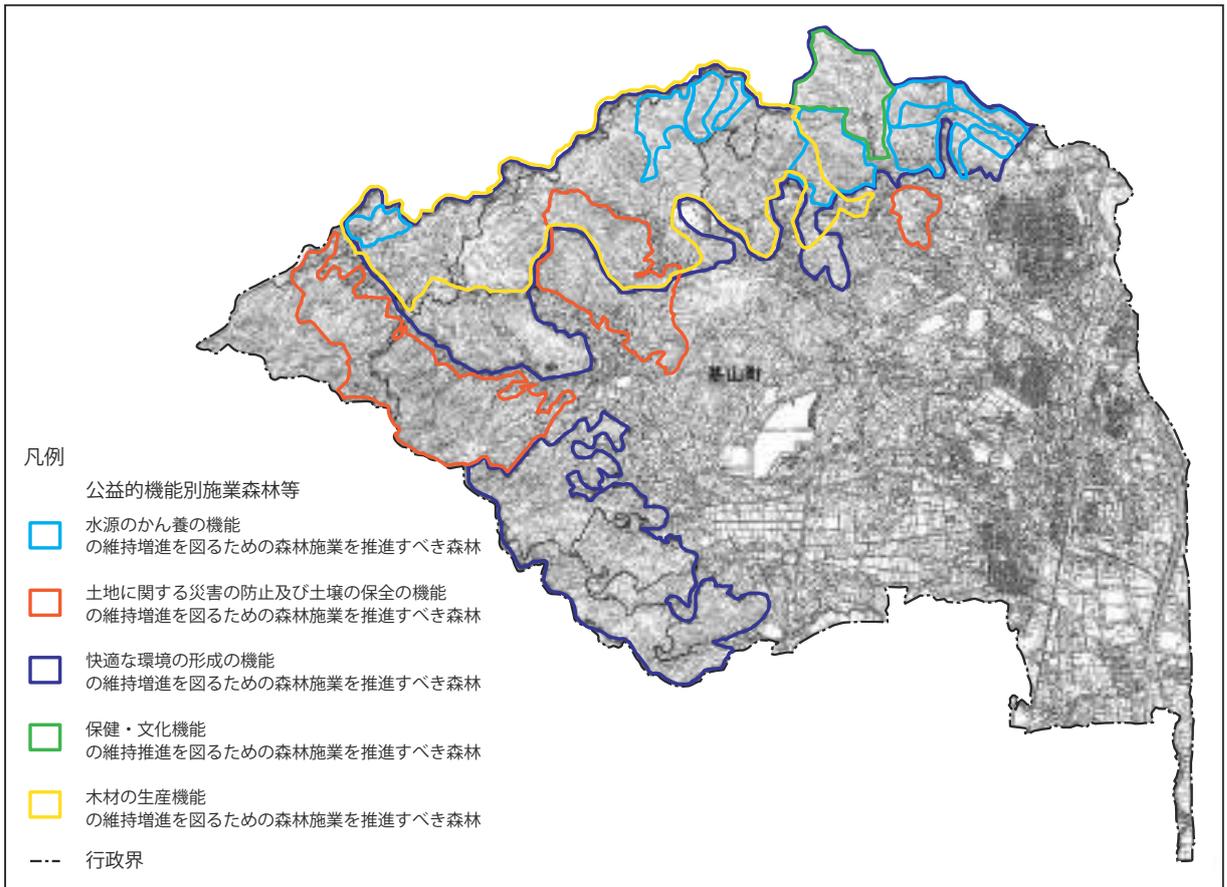


図 公益的機能別施業森林図(資料:基山町森林整備計画)

(6) 基山町農業振興地域整備計画 (平成11年(1999)3月策定)

基山町では、「基山町農業振興地域整備計画」を策定しており、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農地転用許可制度の適切な運用を通じ、集団的な農地の確保に努めることを示している。この中で、本町は、開発計画との調和に留意し、集落営農組織・新規就農者等多様な担い手の育成等に取り組み、農地の確保及び有効利用を図るとしている。

また、本計画の中で、本町の市街化区域及び規模の大きな森林を除く937ヘクタールを農業振興地域に指定するとしている。

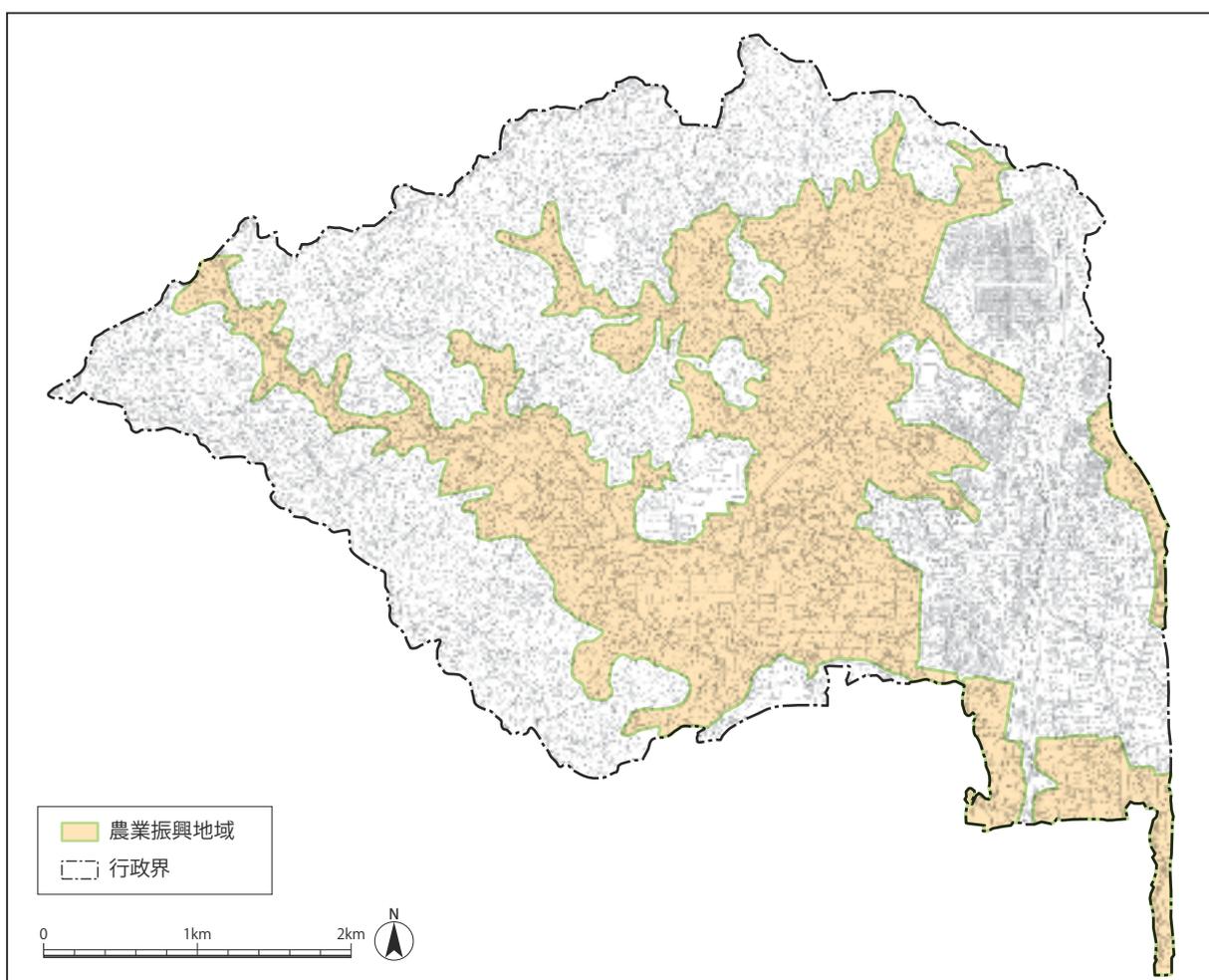


図 農業振興地域

(7) 基肄城跡保存管理計画 (昭和54年(1979)3月策定)

当時、交通の利便性の高まりに伴うベットタウン化、工業再配置振興法による企業誘致や大型宅地造成事業等の開発の波が寄せる頃、基肄城跡を保存するだけでなく、生きた歴史教材として、また立地を生かしたレクリエーションの場としての史跡公園等として、誰もが気軽に立ち、古の防人たちと生きた対話ができるような条件に整備し、いつまでも本町の発展とともに在らしめたいと考え、策定した計画である。

同計画には、指定や公有化の方針、現状変更等の取り扱い方針を示すほか、整備に関連して、遺構の整備と復元・修復、史跡探訪遊歩道の整備、基肄城跡資料館の建設、道路の整備等を位置づけている。

(8) 基肄城跡保存整備基本構想 (平成3年(1991)3月策定)

本構想は、昭和54年(1979)3月に取りまとめられた基肄城跡保存管理計画を踏まえ、また、平成元年度に実施された「ふるさと創生」に係る町民アンケート調査を契機として、策定したものである。

保存整備の基本方針には、基肄城跡を本町のシンボルであるとともに日本の歴史を見る上で欠くことのできない貴重な歴史的遺産と位置づけ、後世の人々の引き継ぐ長期的展望に立脚した保存整備の推進に向けて、「史跡の保存と自然環境の保全」、「調査研究の推進」、「自然環境と歴史資源の一体的整備、活用」、「ネットワーク化」を掲げている。

「ネットワーク化」では、広域、本町、基肄城跡周辺のそれぞれにおいて有機的なネットワーク化の形成を位置づけている。町スケールのネットワーク化では、^{きざん}基山の麓に位置する荒穂神社や大興善寺、とうれぎ土塁等とのネットワーク化を位置づけており、人々が暮らす麓の市街地との一体感の創出に配慮している。

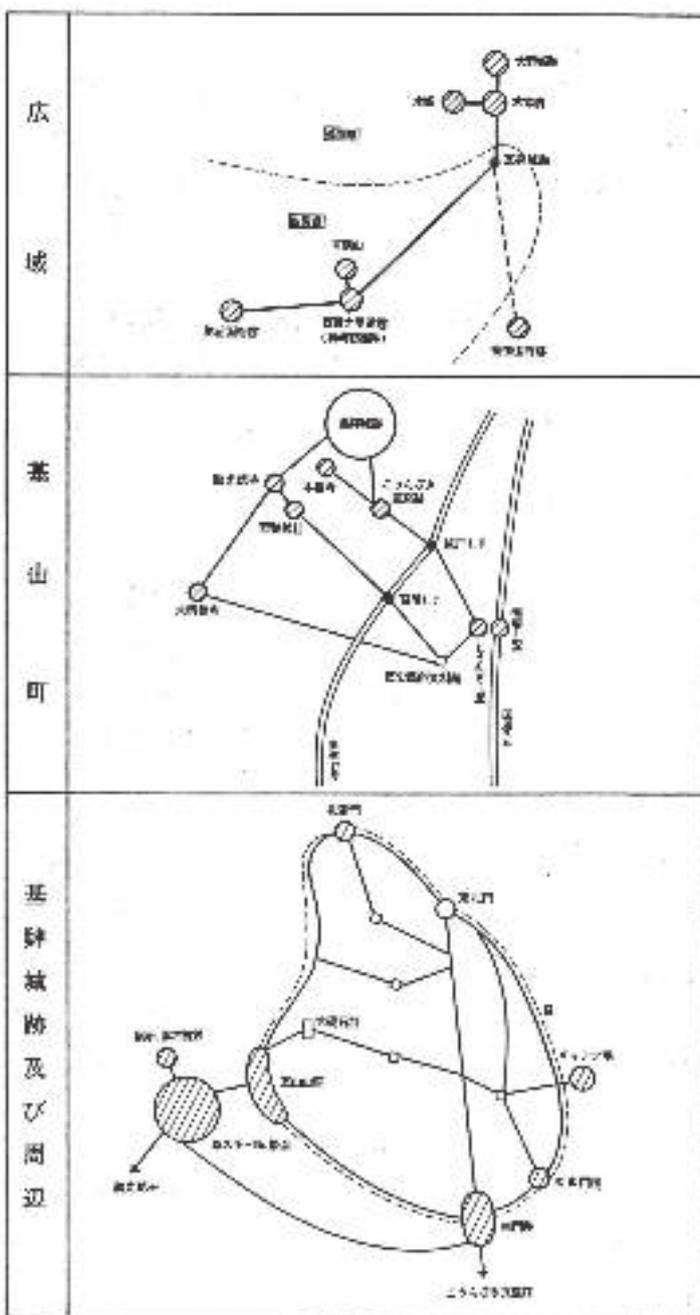


図 基肄城跡からみた史跡整備ネットワーク概念図
(資料：基肄城跡保存整備基本構想)

3. 歴史的風致の維持向上に関する方針

歴史的風致の維持向上に関する課題と、上位・関連計画との関係性を踏まえ、今後取り組んでいく歴史的風致の維持向上に関する方針を以下に定める。

(1) 歴史的な建造物の保存活用に関する方針

文化財保護法、佐賀県文化財保護条例、基山町文化財保護条例、及び本計画に基づく歴史的風致形成建造物の指定といった法制度等を活用し、町内に点在する歴史的な建造物の保存活用や保全の推進を図る。

町内唯一の国の指定を受ける歴史的な建造物である基肆城跡については、国指定の史跡として引き続き文化財保護法に基づき、保存活用の推進を図る。

国や県の指定を受けていない歴史的な建造物については、基山町文化財保護条例に基づく指定や歴史まちづくり法に基づく歴史的風致形成建造物の指定等により、当該建造物の保存活用の推進を図る。

歴史的風致形成建造物に指定した歴史的な建造物のうち、民間所有で修理や修復の実施が困難な物件については、民間の知恵や技術、資金等の活用を努めつつ、修理や修復に対する支援策を講じ、適切な対応を図っていく。また、災害等により歴史的な建造物が被災した場合については、所有者や町民等に理解と協力を求め、連携して災害復旧や遺構修復等の対策を講じる。

また、一時的な修理や修復だけでなく、その後の継続的な維持管理も不可欠であることから、所有者や町民等と連携し、それぞれの物件にふさわしい活用策や維持管理策の模索と導入に努めていく。

(2) 歴史的な建造物を取り巻く周辺環境の保全に関する方針

基肆城跡、長崎街道、御神幸祭の道をはじめ、歴史的な建造物を取り巻く環境整備に取り組む。具体的には、歴史的な建造物を取り巻く景観を阻害している工作物の撤去・移設・修景、歴史的な建造物と調和した道路や河川等の整備等を行う。また、樹木の繁茂やイノシシ等の獣害によるアクセス道路や散策路の荒廃、便益施設・駐車場等の劣化の進行に対しても歴史的な建造物と調和した整備に取り組み、人々の受け入れ環境を強化する。

加えて、歴史的な建造物を取り巻く周辺環境の計画的な誘導に向けて、景観に関しては、本町が景観行政団体へ移行し、計画期間内における景観法を活用した景観計画の策定を検討する。

(3) 伝統行事や伝統文化、並びに史跡の継承に関する方針

町内で活躍される歴史や伝統を反映した活動を支えていくため、特別史跡基肆城跡を伝える活動に対する支援の他、荒穂神社の御神幸祭や各神社で行われる様々な祭事等の継承に取り組む各種団体等に対する支援、新たな担い手の育成、また伝統芸能に関する道具等の修理・新調の支援に取り組む。

上記で述べる歴史や伝統を反映した活動の支援・継承にあたっては、町民、地元事業者、学識経験者、行政職員、そして「九州国立博物館」や「九州歴史資料館」等の参画と協働を得ることに努める。

(4) 歴史的風致に対する認識向上に関する方針

町民や観光客等を対象として、ソフトとハードのバランスを図り、本町の歴史的風致に対する認識を高めていく中で、持続的な地域振興や観光振興に結び付けていく。

ソフト面では、「文化遺産ボランティアガイド」等が調査した文化遺産を守り、活かしていく、あるいは収集した文化遺産情報を記録するとともに多様な情報媒体を活用し発信していく、町民参画型の人材の養成及び仕組みや体制を整えていく。これらの推進にあたっては、特に、木山口町における歴史まちづくりの推進や次世代の担い手として期待される子どもたちの育成を重視する。

ハード面では、町民や来訪者に対して本町の歴史的風致を案内・解説するサイン等の充実、また「基山町立歴史民俗資料館」に変わって、町民や観光客等に対して本町の歴史的風致を総合的に解説するまちづくりの拠点施設等の整備に取り組む。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

計画の実施方法及び実施体制を以下に決定する。

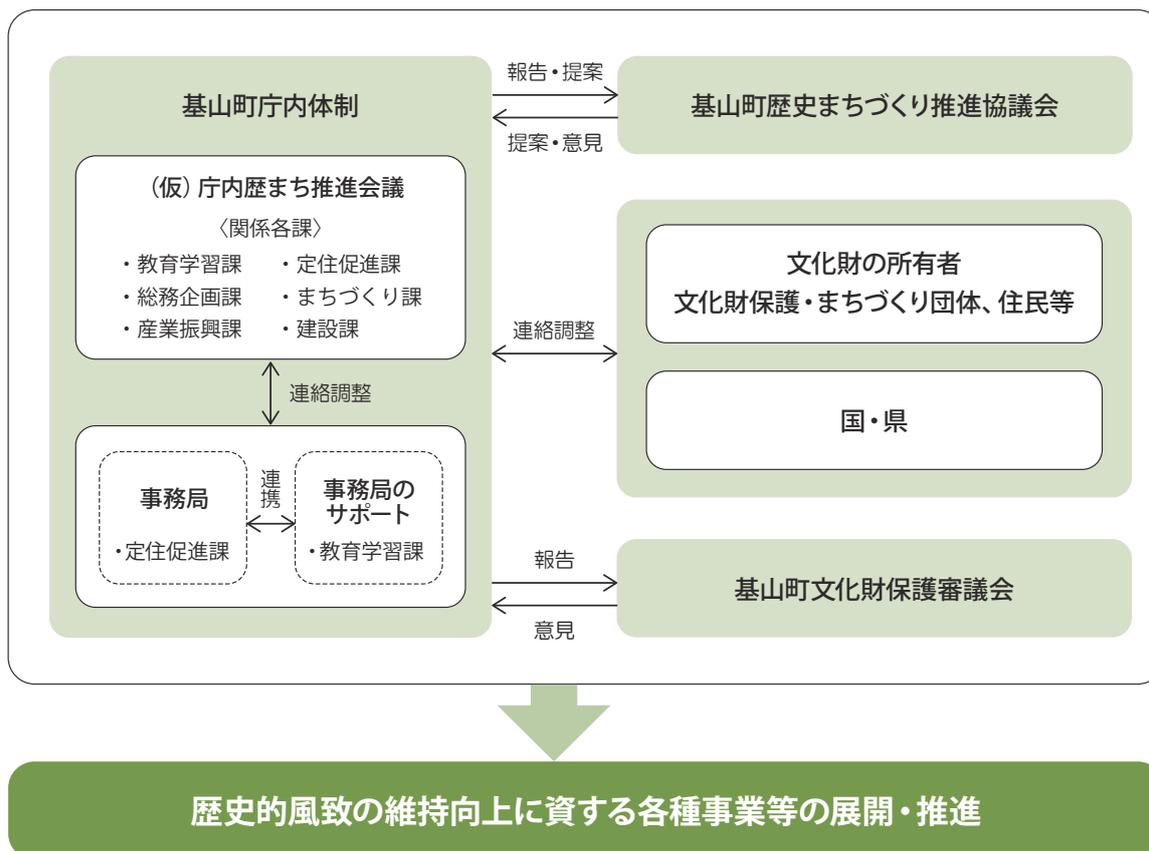


図 歴史的風致維持向上のための推進体制

1. 重点区域の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

本町の維持向上すべき歴史的風致として、2章において以下の6つを掲げている。

① 基山^{きざん}にみる歴史的風致

特別史跡基肆城跡の土塁や水門跡の水流、草スキー場、天智天皇欽仰之碑、初日の出の眺望地、タマタマ石など本町を代表する文化遺産と、それらを大切に守り、親しみを持ち続けている町民の活動がおりなす本町の象徴的な歴史的風致である。

② 荒穂神社の御神幸祭にみる歴史的風致

かつて特別史跡基肆城跡が所在する基山^{きざん}にあったと伝わる荒穂神社では毎年、御神幸祭が行われる。この時期、町内を歩くと、どこからともなく「ドン・キャン・キャン」と太鼓と鉦の音が聞こえ、本町の秋を代表する歴史的風致となっている。

③ だろだろまいりにみる歴史的風致

霊場札所を巡礼する「だろだろまいり」の巡礼地である本町では、白装束を身にまとった巡拝者一行が町を歩く姿が馴染みの風景となっている。町民は、この巡礼の風景や、巡拝者への接待を通し、神仏や人とのつながりを認識し、春と秋の訪れを感じる。

④ 大興善寺にみる歴史的風致

つつじ寺と称される大興善寺の周辺は、初夏になると、色鮮やかなつつじが咲き誇る。この風景は大正時代にはじまったつつじの植栽活動が広がって、受け継がれてきたものである。

また、大興善寺は、古事記の瓊瓊杵尊と木花咲耶姫の物語を原型とした「契山伝説」との結びつきが強く、近隣の集落の人々を中心とした信仰活動や、全町的に広がりつつある伝承活動に契山伝説にみる歴史的風致を見ることができる。

⑤ 木山口町にみる歴史的風致

江戸時代から長崎街道上の間宿として栄えた木山口町では、配置売薬で栄えるとともに、交通の利便性を活かした物流が発達した。現在も、長崎街道に沿って並ぶ歴史的な建造物や人や物の往来から、本町に受け継がれてきた田代売薬などの産業の歴史を垣間見ることができる。

⑥ 地域の祭事にみる歴史的風致

本町には『元禄絵図』に描かれた集落が残っている。各集落には守り神としての神社があり、集落の人々は氏子となって、毎年祭事を行っている。各集落の個性が表れた祭事の風景は、本町に息づいた季節の節目を物語る歴史的風致である。

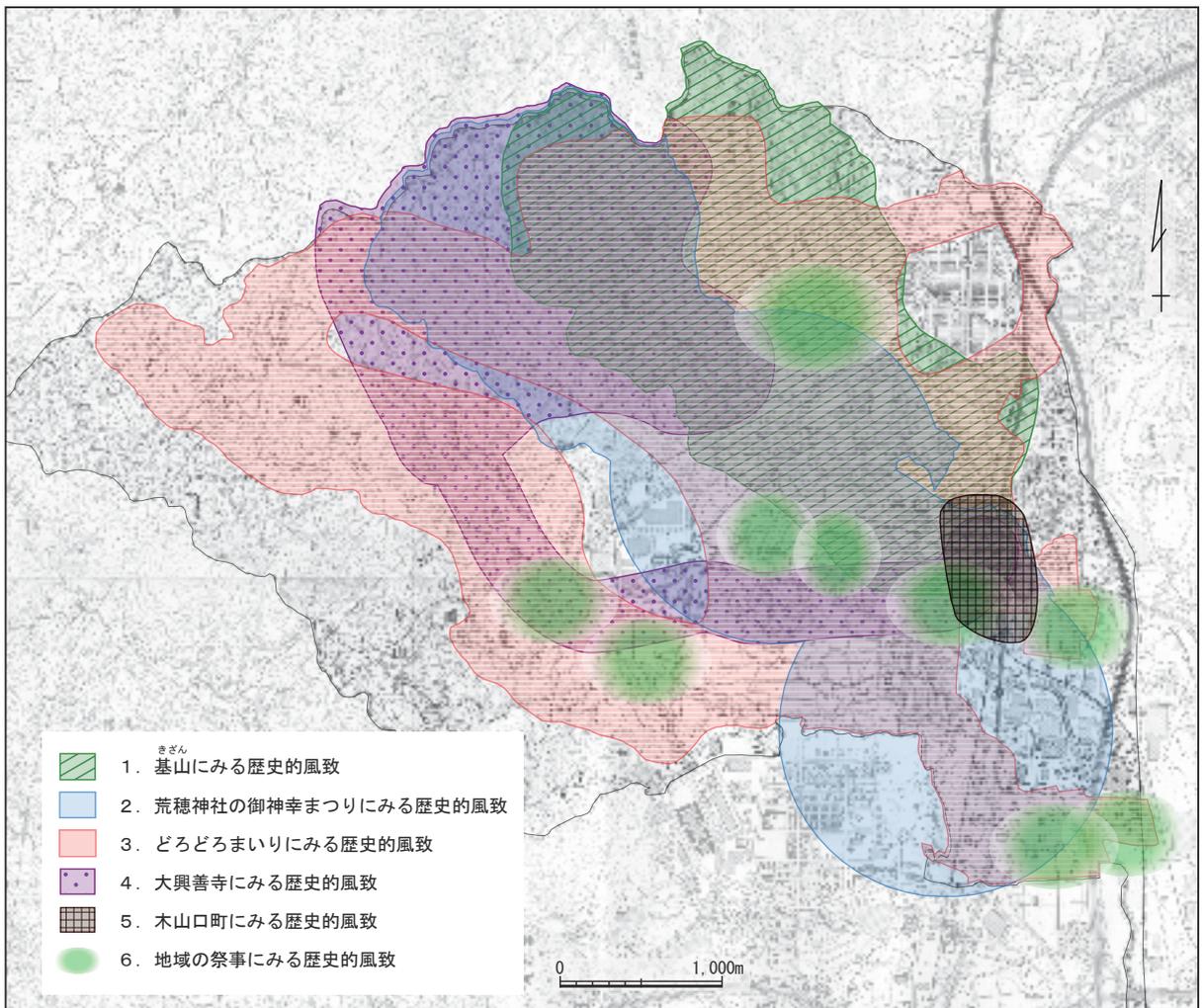


図 歴史的風致の範囲

(2) 重点区域の位置・名称・面積

本計画の重点区域は、歴史的風致が存在する区域のうち、歴史まちづくり法第2条第2項で定められた重点区域の要件「文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」を踏まえ、本町においては、特別史跡基肆城跡に関連する歴史的風致を有する範囲を重点区域として設定する。

以上より、本計画における重点区域は、「基山^{きざん}にみる歴史的風致」、「荒穂神社の御神幸祭にみる歴史的風致」または「木山口町にみる歴史的風致」・「大興善寺にみる歴史的風致」が重なり合う区域を中心に、歴史的風致の維持向上が最も効果的に図られる町内の区域と設定する。この区域は、特別史跡基肆城跡を含む基肆城跡一帯から、歴史的風致のつながりがみられるJR基山駅の駅前までの市街地一帯及びここから大興善寺を含む一帯が該当する。

重点区域の名称及び面積は以下のとおりである。

名称 基山町歴史的風致重点区域(仮)

面積 約617ha

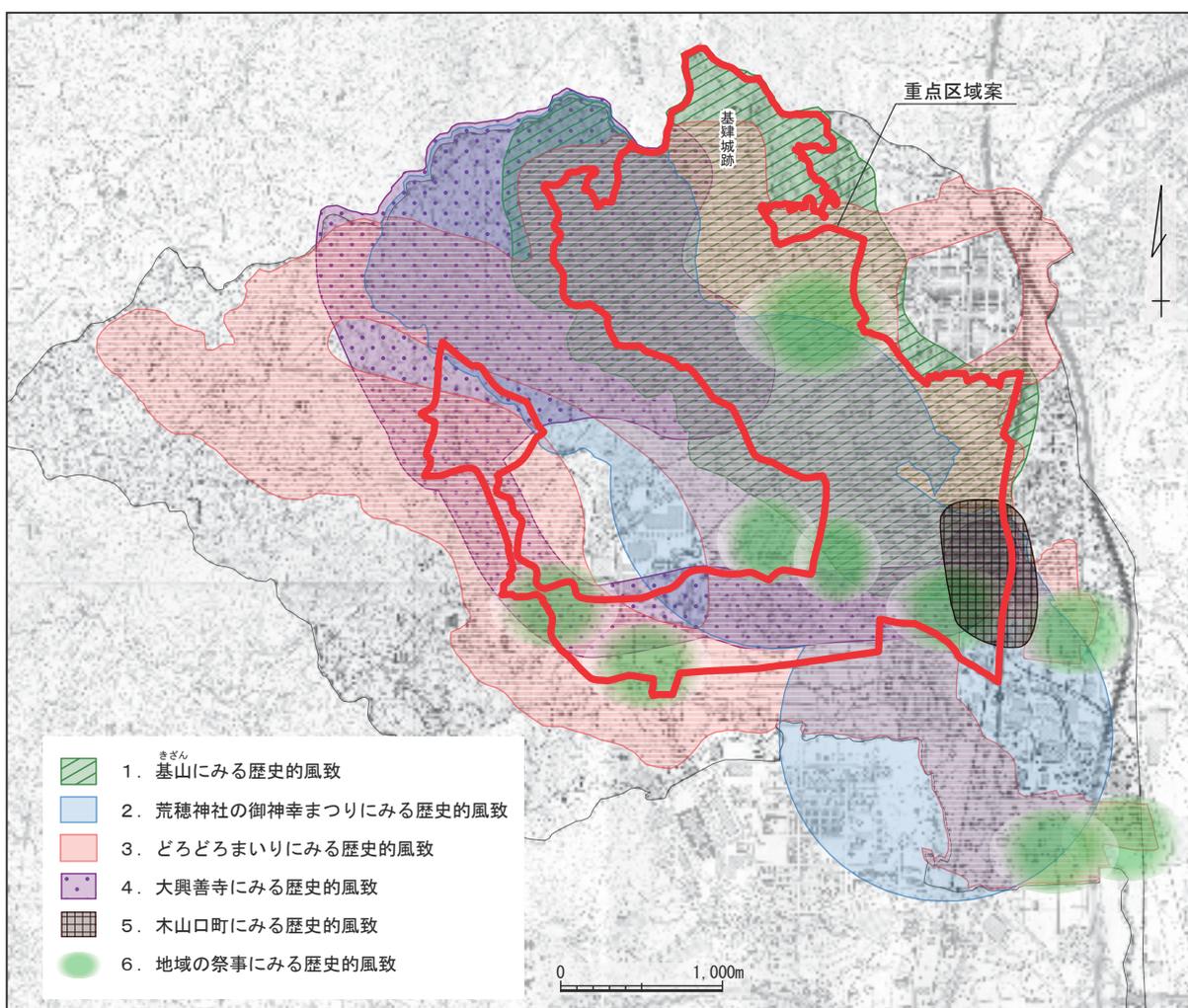


図 重点区域の位置と範囲

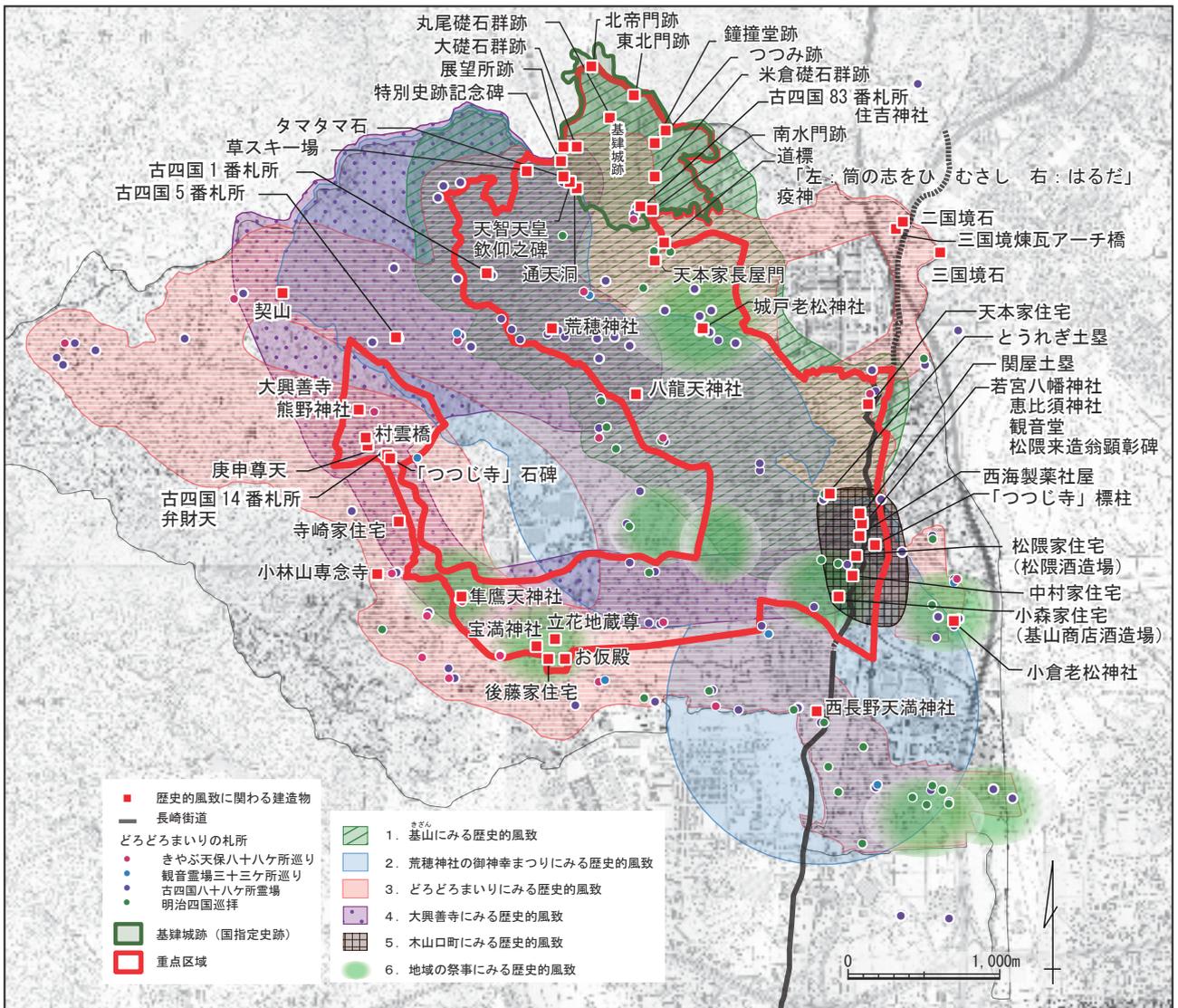
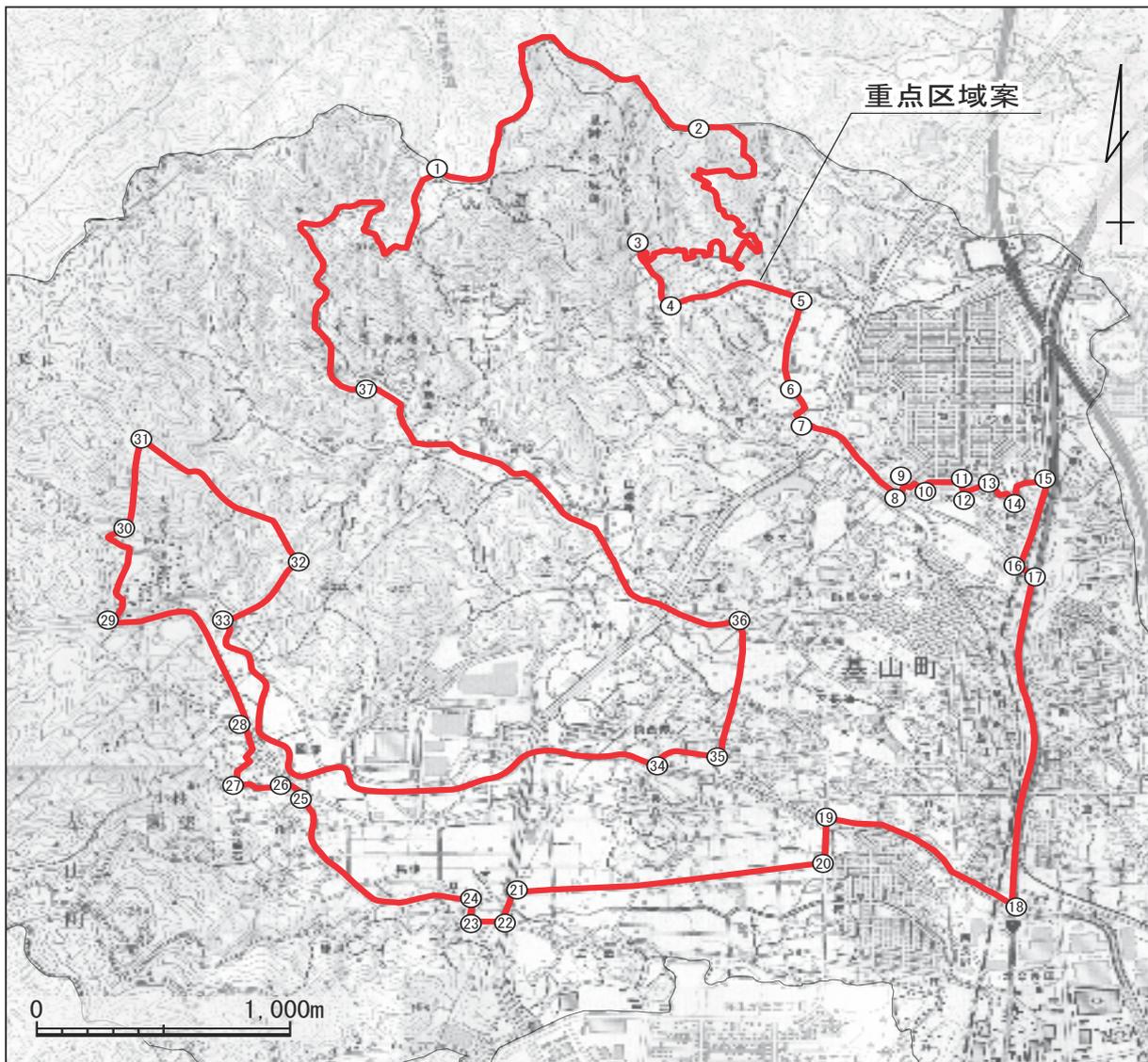


図 歴史的風致に関わる建造物と歴史的風致の範囲

(3) 重点区域の区域

重点区域の範囲の境界は以下のとおりである。



①～②	町境	②①～②②	町道高島小原線
②～③	史跡指定線	②②～②③	県道17号久留米基山筑紫野線
③～④	町道丸林線	②③～②④	町道三ヶ敷・馬場線
④～⑤	町道三国丸林線	②④～②⑤	町道柚比1号線
⑤～⑥	町道平林線	②⑤～②⑥	町道高島小原線
⑥～⑦	町道城戸三国線	②⑥～②⑦	県道基山平等寺筑紫野線
⑦～⑧	町道城戸1号線	②⑦～②⑧	町道小林線
⑧～⑨	町道けやき台10号線	②⑧～②⑨	町道開田小林線
⑨～⑩	町道けやき台12号線	②⑨～③①	県道基山平等寺筑紫野線
⑩～⑪	町道けやき台30号線	③①～③②	小字西浦小松字界
⑪～⑫	町道白坂久保田2号線	③②～③③	小字大畑小松字界
⑫～⑬	町道けやき台1号線	③③～③④	大字園部宮浦字界
⑬～⑭	町道南長浦2号線	③④～③⑤	小字黒岩清水字界
⑭～⑮	町道白坂2号線	③⑤～③⑥	秋光川
⑮～⑯	JR鹿児島本線	③⑥～③⑦	町道箱町・麦尾線
⑯～⑰	町道城戸1号線	③⑦～③⑧	町道塚原長谷川線
⑰～⑱	国道3号線	③⑧～③⑨	県道基山公園線
⑱～⑲	秋光川	③⑨～①	林道寺谷線
⑲～⑲	町道牛会八ツ並線		

図 重点区域の境界

2. 重点区域の指定の効果

重点区域では、基山^{きざん}に親しみ、特別史跡基肆城跡の保存活動や御神幸祭などの祭礼、つつじ及び伝説と強く結びついた風習が継承されている。

文化遺産ボランティアガイドや町民によって歴史や伝統を受け継ぐまちづくりも展開されている。

重点区域は、特別史跡基肆城跡から町役場など公共施設が集中するエリア、JR基山駅前を範囲とし、本町の中心部を含んでいる。したがって、重点区域において重点的かつ一体的な取り組みを推進することは、町全体への波及効果が期待できる。

重点区域における歴史的風致の維持及び向上のための施策の実施によって期待される効果は次のものが挙げられる。

①郷土への愛着の醸成

歴史的風致に対する普及啓発活動の実施によって、本町への愛着の醸成が進展する。これにより、祭事や歴史的な建造物等の保存活動への積極的な参加、伝統芸能や風習の継承を行う人が増え、先人たちによって脈々と受け継がれてきた伝統文化を後世に伝えていくことにつながると期待される。

②景観の良質化

歴史的風致を活かして、歴史的な建造物の保存活用を推進し、または周辺環境を整備することで、より良質な市街地の環境の形成が図られる。

③地域活性化及び観光振興

歴史的風致の維持向上が、町民の暮らしやすさの向上と定住人口の拡大につながり、持続的な地域活性化を望むことができる。

歴史的風致を活かしたシティプロモーションの展開や拠点施設の設置によって、交流人口の拡大を図る。これにより、地域活性化、観光振興の効果が期待される。

3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画法

本町は、自然環境と都市環境とが調和し、安全で活力に満ちた秩序あるまちの発展を促すため、町全体を都市計画区域に指定している。このうち、本町の東部の範囲及び中央部の工業用地の範囲に該当する448.8ヘクタールを市街化区域に設定しており、これは町域の20.2パーセントを占める。

本計画の重点区域は市街化区域と市街化調整区域にまたがっている。重点区域内の南東部の木山口町周辺は市街化区域内に位置しており、北西部の基肄城跡周辺の集落は市街化調整区域に位置している。

重点区域内の市街化区域のうち、木山口周辺は近隣商業地域、それ以外の範囲は第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域といった住居系の用途地域が指定されている。

重点区域内において事業を推進する際は、引き続き、これらの区域区分を適切に運用し、都市計画行政と連携して、良好な景観形成に取り組む。

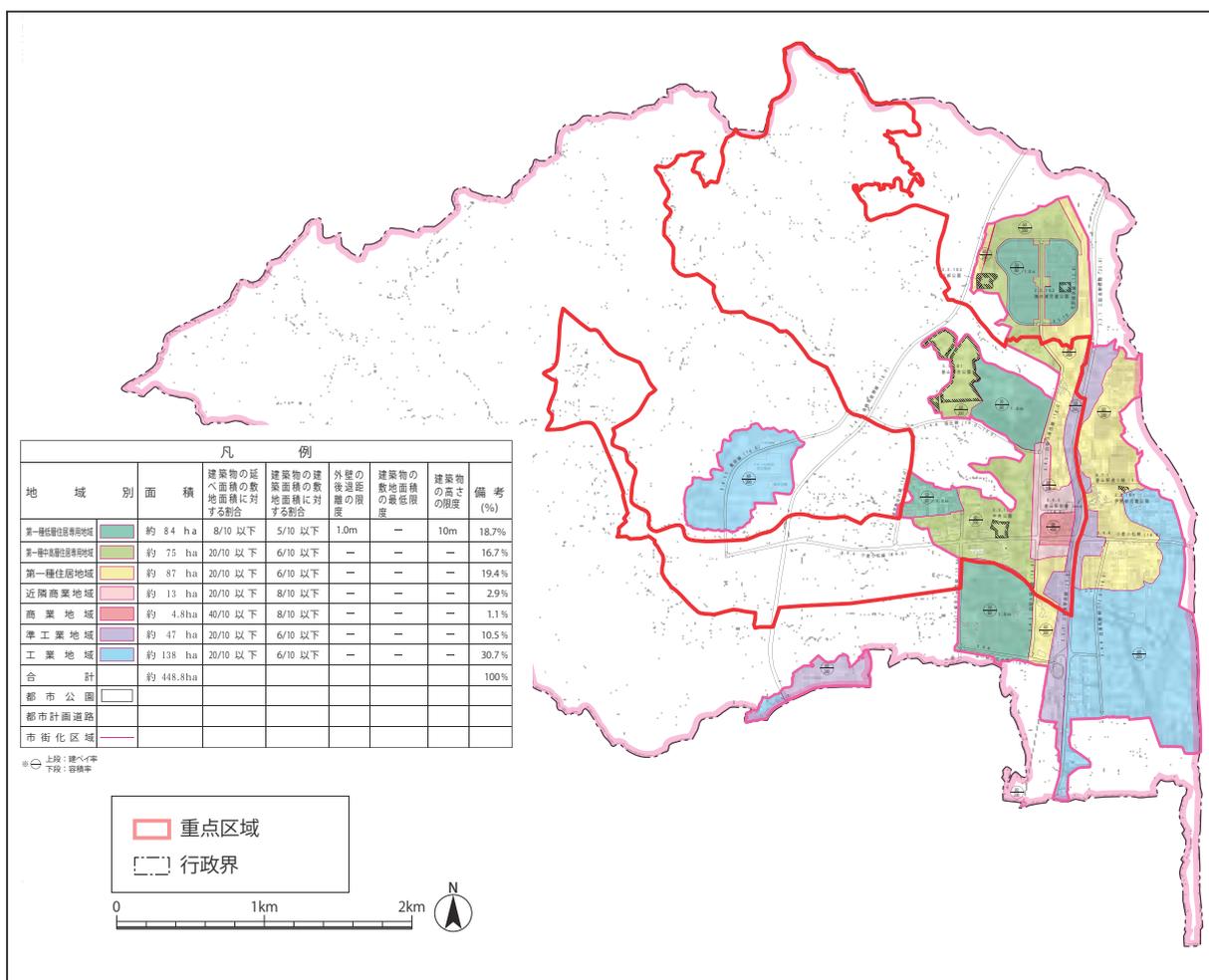


図 都市計画区域と重点区域

(2) 農業振興地域の整備に関する法律

本計画の重点区域の多くも農業振興地域内に位置している。

今後、重点区域内の農業振興地域における道路整備等は「基山町農業振興地域整備計画」に基づき、豊かな農村景観の保全を推進する。

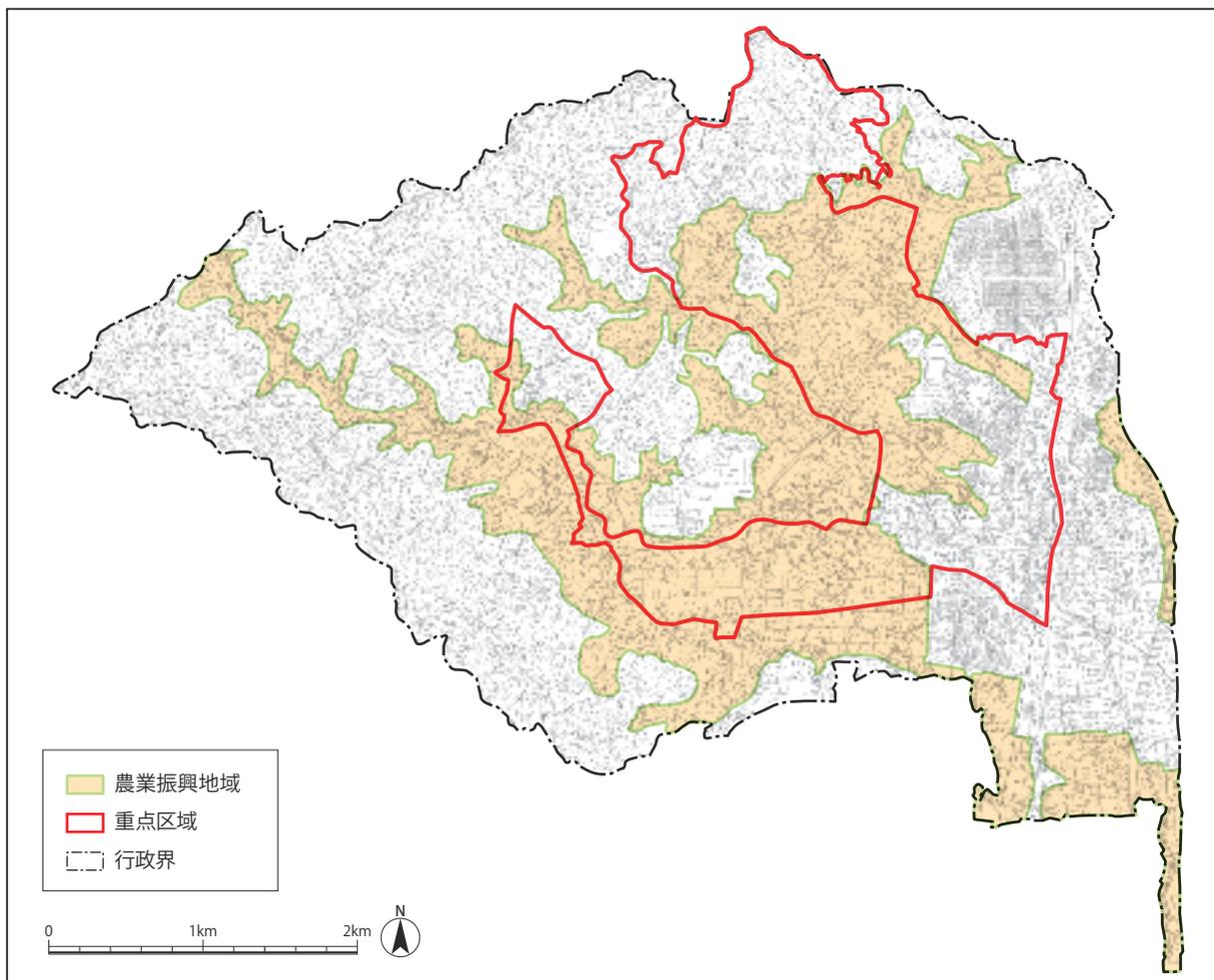


図 農業振興地域と重点区域

(3) 森林法

本町では、保安林、地域森林計画対象民有林を設定している。

本計画の重点区域の北西部にある特別史跡基肆城跡の多くは保安林に位置している。また、荒穂神社周辺は地域森林計画対象民有林となっている。

今後、重点区域内において、散策道整備等の事業を行う際は、森林法との整合を図り、良好な森林環境の保全に取り組みながら、景観形成を推進する。

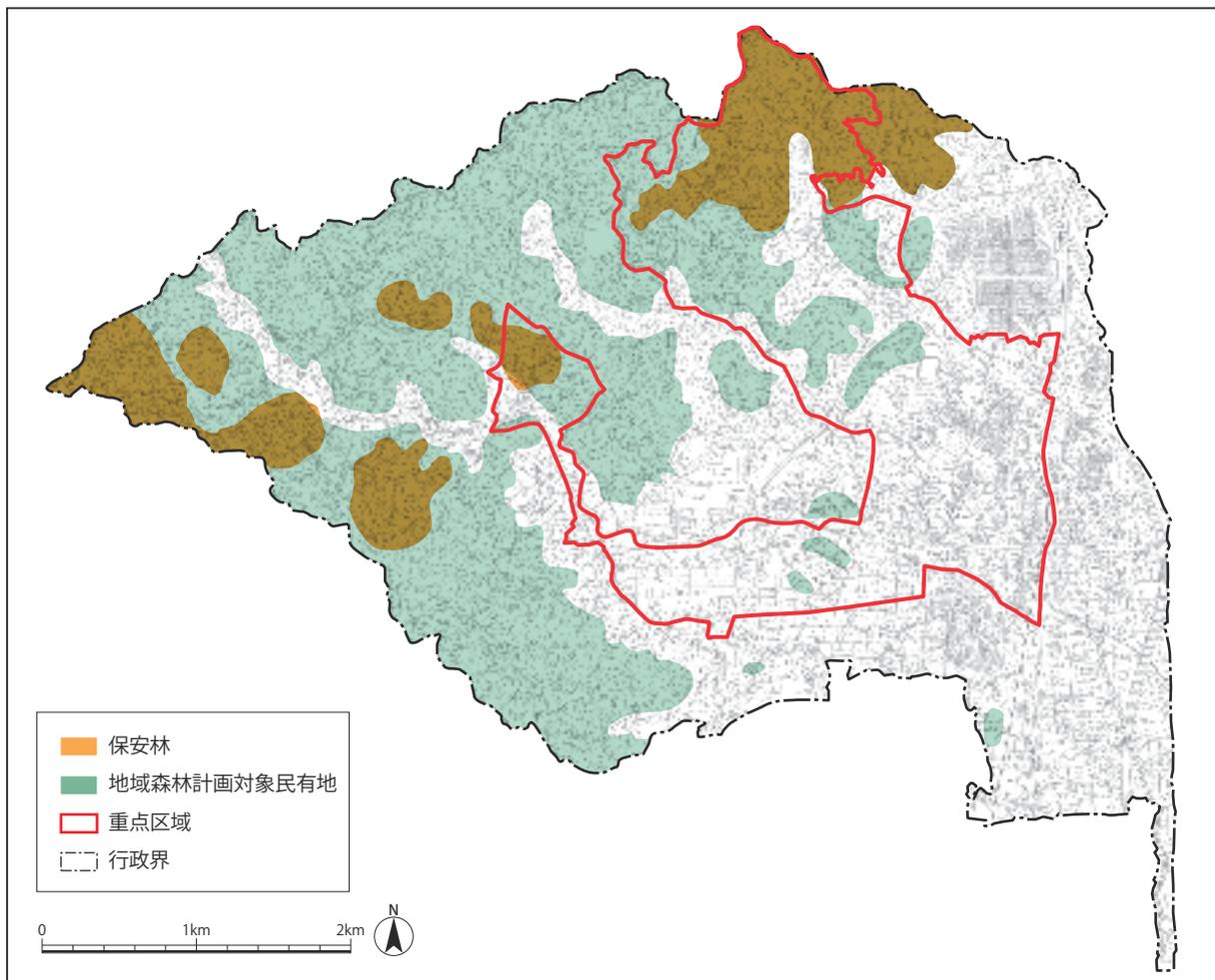


図 保安林区域と重点区域

(4) 自然公園法

本町の北西部は、脊振北山県立自然公園（特別地域、普通地域）を設定している。

本計画の重点区域の北西部にある特別史跡基肆城跡はこの脊振北山県立自然公園に位置している。

今後、重点区域内において事業を推進する際は、自然公園法に定められた行為の規制との整合を図り、規制を適切に運用することで、これらの自然環境の保全に取り組み、良好な景観形成を推進する。

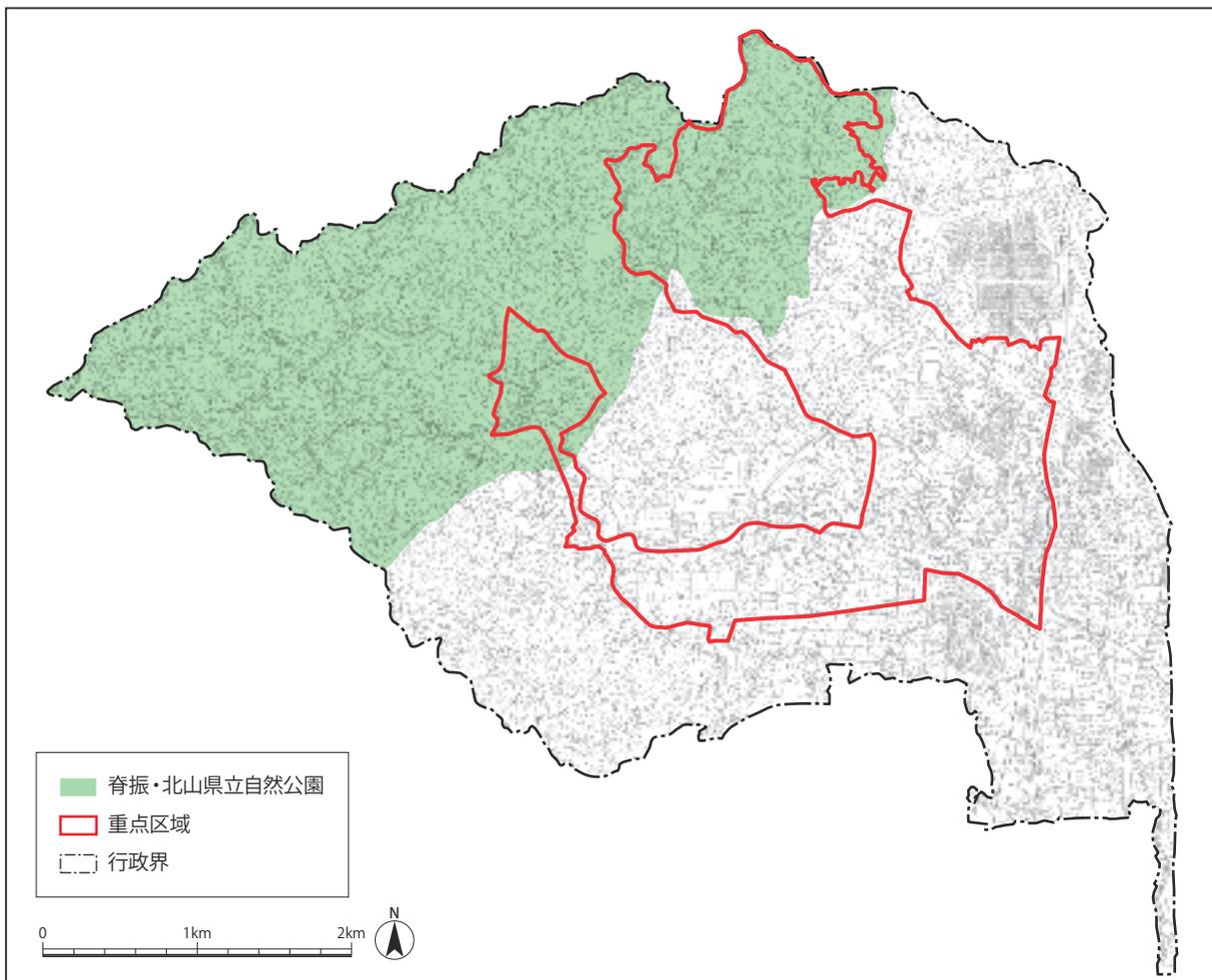


図 自然公園と重点区域

(5) 屋外広告物法

本町は、佐賀県屋外広告物条例により、禁止区域、第1種許可区域、第2種許可区域が設定されている。各区域について、屋外広告物法に基づいて屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件並びに屋外広告業について必要な措置が定められている。

重点区域の範囲は、禁止区域、第1種許可区域、第2種許可区域に分けられる。規制の適切な運用により、歴史的風致維持向上に資する良好な景観の形成を推進する。

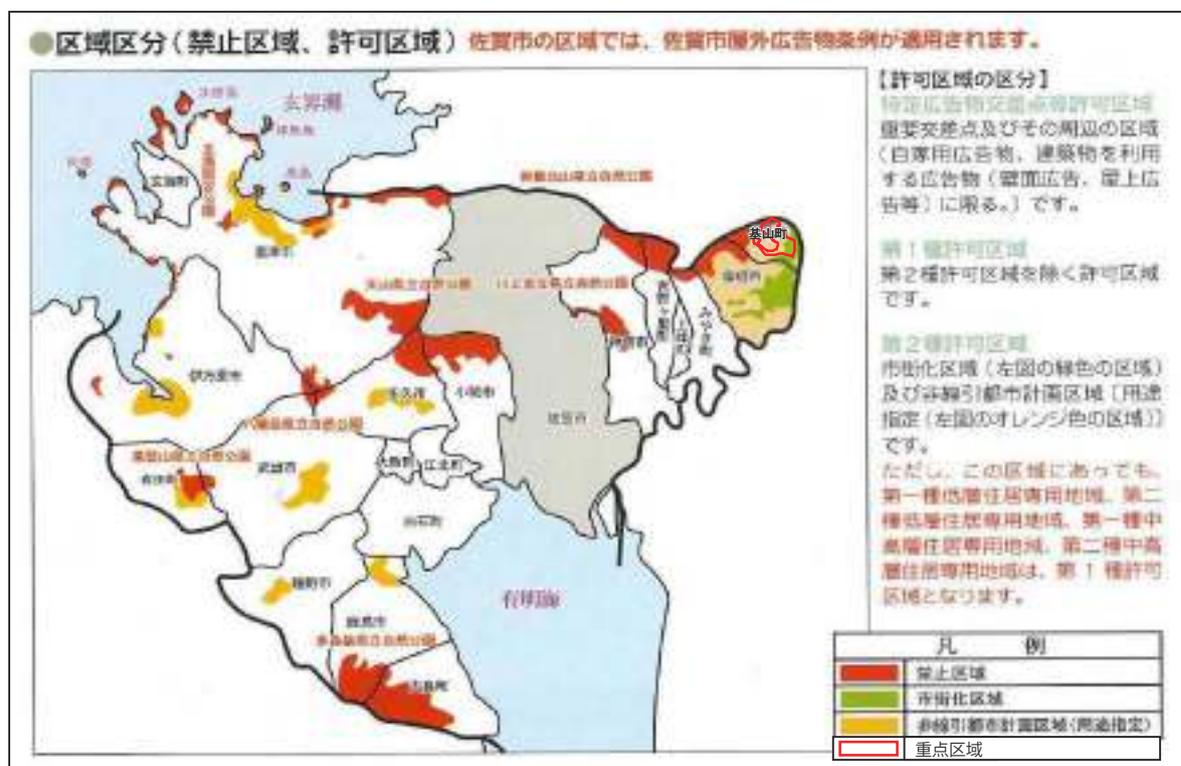


図 屋外広告物条例区域区分 （資料：佐賀県屋外広告物条例の改正概要について）

(6) 佐賀県美しい景観づくり条例

佐賀県は、県の独自条例「佐賀県美しい景観づくり条例」の第7条に位置づけられる「佐賀県美しい景観づくり基本計画（平成19年3月策定、平成25年3月改訂）」に基づき、県の景観づくりの基本施策を提示している。

同計画は、景観法に位置づけられる景観計画ではない。広域的な観点から県土全体を対象に、「県の景観づくりの基本施策」と「その推進スケジュール」を示したものである。

同条例の第8条には「佐賀県遺産」が位置づけられている。「佐賀県遺産」とは、平成17年度に創設されたものである。美しい景観を呈する地区又は地域を象徴する建造物で県民の貴重な資産であると認められるものを知事が佐賀県遺産に認定し、県はその保存、活用に対して支援を行っている。

今後は、重点区域の豊かな自然景観や集落景観等を守り活かすため、「佐賀県美しい景観づくり基本計画」に示される景観施策との連携に努める。

(7) 県指定の地域産業資源

佐賀県は中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年（2007）5月11日法律第39号）第4条、地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針（平成27年（2015）8月28日）及び、佐賀県地域産業資源指定要領に基づき、佐賀県内における地域産業資源及び当該地域産業資源を活用した地域産業資源活用事業として中小企業者が商品の生産又は役務の提供を行うことが想定される地域を指定している。

本町では、地域産業資源が45件存在し、このうち、本計画の重点区域との関連が強いものとして、「基肄城跡」、「製菓」、「基山の草スキー」、「長崎街道」、「日本酒」、「大興善寺」がある。

今後は、これらの産業施策との連携を図り、地域産業資源を活かした地域振興を推進する。

表 本町における佐賀県指定の地域産業資源一覧

分野	名称	重点区域との関連	分野	名称	重点区域との関連	
農林水産物	米		農林水産物	しいたけ		
	もち米			スギ		
	麦			竹		
	大豆			楠		
	たまねぎ			榊		
	アスパラガス		鉱工業品又は 鉱工業品の生 産に係る技術	そば		
	トマト			米粉		
	にんにく			丸ぼうろ		
	いちご			佐賀ラーメン		
	温州みかん			佐賀のり		
	ゆず			粕漬け		
	キウイフルーツ			清酒（日本酒）	●	
	ぶどう			焼酎		
	柿			肥前刃物		
	梅			自動車部品		
	キクイモ			ファインセラミックス		
	蜂蜜			製菓	●	
	牛			文化財、自然 の風景地、 温泉その他の 地域の 観光資源	基肄城跡	●
	豚				大興善寺	●
	鶏				基山の草スキー <small>（基山）</small>	●
イノシシ		脊振山系 （天山、脊振・北山、川上・金立 の各県立自然公園）				
エミュー		長崎街道	●			
きくらげ						

1. 文化財の保存又は活用に関する事項

(1) 全町に関する事項

1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本町には、平成30年(2018)現在、国指定文化財3件、県指定文化財2件、町指定文化財2件、総数7件の指定文化財がある。これらの指定文化財は、文化財保護法、佐賀県文化財保護条例、基山町文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、今後も継続して適切な保護や管理、活用等の措置を行っていく。

一方、町史編纂事業や文化遺産ボランティアガイドなどの活動により、指定を受けていない文化遺産が数多く存在することが明らかとなっている。これらは、本町の歴史・文化などを語る上で欠かせないものである。今後、文化遺産について悉皆調査を実施し、性格や実態の把握を行うとともに、価値が優れているものについては、文化財として新たに指定すること等により、保護を図っていく。

また、文化遺産の総合的な保存活用に向けて、「歴史文化基本構想」を策定し、指定された文化財については、必要に応じて個別に「保存活用計画」を策定し、適切な保存活用の推進に取り組んでいく。

【国史跡・有形文化財（建造物）】

特別史跡基肄城跡については、引き続き国の指定史跡として文化財保護法に基づき、保存活用を図るとともに、『第2次基肄城跡保存整備計画』などに基づき、適切な保存や整備、活用などを行う。

有形文化財（建造物）について、現在は未指定のものしかいないため、調査・研究を通じて、価値や歴史的な位置付けなどを明らかにしていく。必要に応じては、文化財に指定することなどにより、その保護を講じる。また、所有者や管理者等と協議しながら、適切な保存や活用について検討を行う。

【無形民俗文化財】

町内を代表する民俗芸能としては、荒穂神社の御神幸祭や宝満神社の園部くんちなどがある。

これらをはじめ、幅広い無形の文化遺産を今後も維持・継承できるように、担い手の育成も含め、保護に対する支援を行う。そのために、活動の記録作成や、指定文化財の検討を行う。また、HPや広報などを通して、無形民俗文化財を広く周知化することにより、町民により身近な存在と覚えてもらうとともに保護意識の向上につなげ、さらには、担い手としての自覚を認識してもらうように努める。

2) 文化財の修理(整備)に関する方針

文化財のうち有形文化財は、経年による劣化や、災害等の外的要因により、損壊や滅失を招く恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、被害を受けた場合の適切な復旧・修理などが必要である。

予防策として、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで、人的損壊の防止や損壊した際の早期発見に努める。必要に応じて、所有者等の意識向上のための支援を行う。

修理(整備)については、文化財としての価値を損なわないようにするため、過去の改変履歴や記録などを活用し、新たな調査研究に基づき実施することを基本とする。その実施にあたっては、文化財保護法等の法令に基づき、適切な手続きを行った上で、文化庁や佐賀県教育委員会からの指導や助言、基山町文化財保護審議会の有識者等の意見を踏まえる。また、必要に応じて有識者会議を組織し、保存活用計画の策定を行い、その推進を図る。

3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

平成30年(2018)3月に「基山町立歴史民俗資料館」が解体された後、平成28年(2016)4月に開館した「基山町立図書館」の一角に展示スペース(郷土資料コーナー)や収蔵室がある。劣化しやすい考古資料や文書

資料の一部や、展示等に活用可能な資料の一部を保管している。

上記以外で町内に保管される埋蔵文化財や民俗資料等は、基山町役場本庁地下室や車庫棟、基山町立若基小学校敷地内プレハブ倉庫などに、分散して保管している。また、日常的な埋蔵文化財を主体とした資料の分類・整理は、役場車庫棟2階を利用している。

貴重な資料が分散して収蔵されているとともに、保管環境も十分とはいえず、展示や調査・研究を行うスペースとも別々であるため、文化財を保存・活用を行うにあたって不便な点が多く、施設として一体性に欠けていることが課題である。

今後は、関係資料を適切に保存するための設備をもち、情報発信の拠点になり得る施設の整備を検討し、その実現に努めていく。

4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財を保存・活用する上では、文化財単体のみではなく、周辺環境と一体的に措置を講じることが不可欠である。そのため、都市計画法をはじめ、関連法令と連動して、文化財とその周辺を一体的に保存する。

また、文化財の周辺環境を損なわないようにするため、「基山町景観計画」の策定についても検討するとともに、周辺環境と調和のとれたサイン設置に向けたデザインガイドライン等の策定に取り組む。

5) 文化財の防災に関する方針

文化財のうち、有形文化財については、地震、落雷、水害、台風等の自然災害により損壊、滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財ごとに防火対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。

滅失するリスクが高い火災については、日頃より、火災が発生しないよう予防対策の徹底と、火災が発生した際における、迅速な消火のための体制・設備の確保や防災教育・訓練に取り組む。

予防対策として、消防法で義務づけられている火災報知器や消火設備等の防火設備の設置を行う。

防火教育・訓練については、消防署や消防団と連携し、町民の防災・防犯に関する意識の向上に努める。

地震対策としては、耐震診断を実施し、可能な限り耐震補強工事を行い、リスクの軽減を図る。また、近年、文化財への落書きなどの意図的なき損、文化財の盗難などに対する防犯対策の必要性も高まっている。防犯対策としては、警察署や町民と連携し、地域の誇りを守る意識の向上を図りつつ、巡回や点検などを定期的に実施するとともに、情報の共有化も行うことで、防犯意識の向上に努める。

6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化遺産や歴史的風致への認識を深め、正しい理解のもと、保護意識の向上を図る必要がある。

「文化遺産」や「歴史的風致」という考え方の共通理解を図ることも狙いとして、多様な情報媒体を活用し、収集した文化遺産情報や歴史的風致に関する情報の発信に取り組む。

また、文化遺産の保護や歴史的風致の維持向上に町民と協働して実施していくため、文化遺産を継承するマスタープランである「歴史文化基本構想」の策定に取り組み、必要に応じて「文化財保存活用地域計画」を策定し、町民参画型の歴史まちづくりを推進していく仕組みや体制を整えていく。

7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

文化財保護法に基づき、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等を行う際は、届出を受け、佐賀県教育委員会や開発者との協議を行い、埋蔵文化財への影響を極力避け、保護に努める。埋蔵文化財への影響を免れない場合は、発掘調査を実施し、記録保存を図る。また、報告書の刊行、調査成果の公開を行う。

8) 文化財行政の体制に関する方針

文化財に関わる業務は、教育委員会教育学習課ふるさと歴史係が所管しており、専門職員（考古）2名である。また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、基山町文化財保護審議会、基肄城跡保存整備委員会を設置している。

文化遺産を指定文化財にする際には、基山町文化財保護審議会に諮り、特別史跡基肆城跡の保存整備に関することは、基肆城跡保存整備委員会に諮る。必要に応じて専門委員の増員など体制の強化についても検討する。

今後、歴史的風致の維持向上や、景観、環境、観光などの分野で文化財(文化遺産)をいかしたまちづくりを円滑に推進していくため、町長部局とより連携がとれた組織・機構づくりを検討し、実施する。

表 基山町文化財保護審議会 委員一覧

氏名	所属	専門分野
◎ 久保山 正和	基山町社会教育委員会会長	郷土史・文化財全般
○ 中島 恒次郎	NPO法人基山の歴史と文化を語り継ぐ会副理事長	考古学・文化財全般
園木 春義	NPO法人基山の歴史と文化を語り継ぐ会理事長	郷土史・文化財全般
久保山 彰	佐賀県文化財保護指導委員	文化財全般
藤瀬 禎博	鳥栖郷土研究会会長	考古学・文化財全般

◎ 会長 ○ 副会長

表 基肆城跡保存整備委員会 委員一覧

氏名	所属	専門分野
◎ 小田 富士雄	福岡大学名誉教授	考古学
○ 杉本 正美	九州芸術工科大学・神戸芸術工科大学名誉教授	緑地計画学
坂上 康俊	九州大学大学院人文科学研究院教授	歴史学
小西 龍三郎	元九州造形短期大学教授	建築史学
重藤 輝行	佐賀大学芸術地域デザイン学部教授	考古学
末次 大輔	佐賀大学低平地沿岸海域研究センター准教授	土木工学
久保山 正和	基山町文化財保護審議会会長	郷土史・文化財全般
園木 春義	NPO法人基山の歴史と文化を語り継ぐ会理事長	郷土史・文化財全般

◎ 委員長 ○ 副委員長

9) 文化財の保存・活用に関わっている町民、NPOなど各種団体の状況および今後の体制

文化遺産の調査・保存・活用をしていくためには、行政機関だけで取り組むことは難しく、地域の団体と連携することが不可欠である。協働で実施することにより、お互いの共通理解や認識の向上にもつなげることができる。

本町において、文化遺産の保存活用に関わる団体は、現在下表に示す7団体があり、調査や普及啓発活動、案内、保護するための活動を行っている。これらの団体と連携していきつつ、各種団体の継続した多様な活動を図るため、情報提供や協働事業など行うことにより、団体同士の交流、ネットワーク化を推進する。

表 基山町の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

団体名称	活動概要
基山町民俗芸能保存会	町内の主要な民俗芸能の保存と顕彰を図り、郷土の発展に寄与する。
基山町文化遺産活用推進実行委員会	町の歴史と文化を再発見し、多様な文化遺産を未来の町民に守り伝える活動を通して地域振興を推進する。
NPO法人基山の歴史と文化を語り継ぐ会	町の文化遺産を調査し、多様な媒体を通して伝えるとともに、地域コミュニティの構築を図る。
基肆山歩会	町内の山岳愛好者により、登山のほか自然や歴史及び伝承文化等の研究などを通して健康で豊かな社会づくりを目的とする。
基肆かたろう会	郷土を形づくる個性豊かな文化遺産を調査し、文化遺産ガイドとして来訪者に対し、自らの語りで伝えていく。
きざんの守り人	基山の自然環境保全活動を実施し、基山周辺の良い環境の維持を図る。
きやま創作劇実行委員会	創作劇を通して、町の物語を幅広く発信していく。
NPO法人かいろいろ基山	シニアボランティアにより、森林などの環境保全活動を行い、地域資源に結びつけていく取り組みを推進する。

(2) 重点区域に関する事項

1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内に所在する唯一の指定文化財である特別史跡基肆城跡については、平成21年度より南水門整備事業を実施するとともに、平成28年度から二ヶ年をかけ『特別史跡基肆城跡整備基本計画』、平成30年度から『特別史跡基肆城跡保存整備基本設計』策定に取り組み、その後に遺構保存修理事業等、史跡環境の改善に取り組んでいく。

その他の未指定文化財（文化遺産）については、平成27年度より実施してきている文化遺産悉皆調査によるリスト化や、文化遺産ボランティアガイド養成にともなって収集された文化遺産情報のリストを関係団体と協働して作成するとともに、町HPはもとより、多様な媒体で情報発信していく。さらに、行政施策として保護すべき文化遺産は、計画的に文化財指定を行い修理から活用へと結び付けていく。

また、町域の文化遺産マスタープランである『歴史文化基本構想』策定に伴い、重点区域内に所在する文化遺産の『保存活用計画』を策定する方針を定め、維持向上すべき歴史的風致構成文化遺産の保護と活用に関して官民協働による保存活用を推進する。

2) 文化財の修理(整備)に関する具体的な計画

重点区域のみならず町域には文化財に指定していない建造物が多く存在し、所有者と協議を行いつつ、基山町教育委員会ならびに基山町文化財保護審議会と連携し計画的指定を行い、保護制度を実践できる物件の増加を図る。また、民間所有の文化財に指定すべき文化遺産については、所有者による管理を支援する形を保ちつつ、修理、修景等への補助制度活用を促すために、所有者への歴史的建造物に対する認識と修理促進へとつなげるための仕組みづくりと実践を行う。

これらを実現するために、歴史的建造物については、痕跡調査など建造物が持つ歴史的来歴を基山町教育委員会主動で事前に調査し、修理内容の確認に基づく修理を行うとともに、修理、修景について町内の若手技術者の育成を図り、次世代への技術伝承を支援する。さらに、歴史的建造物の詳細調査成果から戦後建造の歴史的景観修景のための修景要素を導き出し、『景観計画』策定時に記載することで、基山の歴史的景観保全のためのガイドラインを示していく。

3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

従来通りの文化財を保存する施策では、管理費の財政圧迫は避けられないため、持続可能な運営の仕組みを検討し、「財源確保が可能な活用を行いながら保護する」ことで「箱物」保存から役立つ文化財保護への転換を図る。そのためには、立案される運営の仕組みについて、文化財保護法、佐賀県文化財保護条例、基山町文化財保護条例、関係補助要項を逸脱しない範囲で策定するとともに、文化庁、佐賀県教育委員会、基山町教育委員会と連携しつつ基山町文化財保護審議会等に諮り策定していく。

また、基山の文化遺産に関する情報発信を行政のみで背負うのではなく、多様な機能を持たせた施設とすることで、常に人々が集い、活動を展開し、そこから同時に情報発信を促す多機能型施設整備を行う計画とする。多様な機能とは、まちづくり関係団体の寄合の場であり協働の場、民俗芸能を次世代へつなげる育成の場、文化遺産情報の発信の場であり、学校との連携による教育の場、管理運営費を捻出するための商業活用の場など多様な目的が実践できる施設化を目指す。

4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

特別史跡基肄城跡を取り巻く環境は、未だ農村景観を留めているとはいえ、南北に縦断する県道17号や、近世から町場を形成していた木山口町にいたっては、国道3号、JR鹿児島本線が南北に縦断し、それに伴い、大型屋外広告物や過度な色彩を有する店舗や大型車両を対象とした大規模な駐車場を有する店舗が集積している。土地利用のあり方を仕分けする都市計画マスタープランへの歴史的風致の維持向上に関する計画、歴史的景観を保全するための景観計画を策定し、店舗や住宅、大規模開発に対する景観誘導を図るとともに、特定屋内広告物を含む屋外広告物等の景観誘導制度を含んだ取り組みを行う。

5) 文化財の防災に関する具体的な計画

特別史跡基肄城跡がある山・基山は、南麓の丸林地区の人々の努力によって火災や自然災害から守られてきた。町民の力に頼ることも維持しつつ、恒常的に対応できる仕組みづくりを地区消防団や消防署、基山交番と連携し、実動可能な組織づくりを行っていく。

また、町場にある木山口町は、地域消防団を基礎に、商業者の自主消防組織を育成し、歴史的建造物の防災対策を醸成していく。また、年に二回ほどは町全体の防災訓練時に歴史的環境保全のための意識も加え、町民への防火・防災意識の定着を図っていく。

歴史的建造物の所有者に対しては、これら町や地域の防災訓練への参加、参画を促し、所有する建造物の大切さを啓発するとともに、自主的な保護意識の醸成を図る。また、所有者による保存修理や歴史的意匠への修景に際しては、補助制度を創設し、費用負担の軽減を促し、次世代へ歴史的建造物の継承を促進する。

6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内にある文化財・文化遺産について、行政単独の取組からさらに進め、関係する団体との連携協働を促進し、町民みな文化財・文化遺産としての意識付けを行うことで、愛着ある文化財・文化遺産へと高め、自ら率先した文化財・文化遺産の保存・活用を促していく。また、文化財・文化遺産に接する機会を多くつくるために、町民の親しみやすい多様な媒体を用い、身近な存在として文化財・文化遺産を感じてもらおうよう取り組んでいく。具体的には、既に町民に対し定着し好評を得ている紙芝居、漫画、絵本形式での情報発信媒体の活用と朗読会の開催、基山の歴史と文化を素材とした基山でしか描くことの出来ない創作劇をつくり公演する中で、維持向上すべき歴史的風致を周知していくとともに、参画者向けの歴史遺産巡りや情報公開施設による展示を行うなど、いつでもどこでも歴史的風致を構成する文化遺産に接することができるような取組を行っていく。

また、歴史的建造物への動線や解説サインについては、誘導施設整備が十分とはいえ、町外からの来訪者に対し分かり辛い状況が長く続いている。さらに、多くの来訪者が降り立つJR基山駅周辺は、旧木山口町に位置し長崎街道をはじめとした歴史的建造物が点在しているため、重点区域と重複する区域を有する中心市街地活性化計画などと連携し、設置するサインの統一化と設置計画に関してのガイドラインと設置計画を策定し、費用対効果を高めるものとする。

7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が125ヶ所あり、本町にとって重要な遺跡として文化財保護法に基づいた保護措置が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、事業者に対し、その意義を説明し理解を

促すとともに適切な保護措置を図る。

保護措置をとった埋蔵文化財について、所有者への周知とともに調査成果については、速やかに整理報告を行い、文化遺産情報発信のルールに乗せ、展示や関係する諸団体と連携し、広く普及啓発を行い、それらを進めるための体制整備を行っていく。

8) 各種団体の状況及び今後の体制整備に関する具体的な計画

重点区域内における文化財の保存・活用に関わる団体は、次の通り。

表 重点区域内における文化財の保存・活用に関わる団体一覧

名称	主な活動地域	活動概要
基山町民俗芸能保存会	宮浦・園部地区	荒穂神社の御神幸祭や園部くんちの民俗芸能の奉納
基山町文化遺産活用推進実行委員会	町内全域	基山の文化遺産を多様な媒体として活用する
NPO法人基山の歴史と文化を語り継ぐ会	町内全域	基山の歴史と文化を調べ、整理し未来の町民へ語り継ぐ
基肄山歩会	基山 <small>きざん</small>	特別史跡基肄城跡がある基山の散策環境の保全
基肄かたろう会	町内全域	基山に係る文化遺産を自ら調べ、来訪者へガイドする
きざんの守り人	基山 <small>きざん</small>	特別史跡基肄城跡がある基山の樹林環境の保全
きやま創作劇実行委員会	町内全域	基山の歴史や文化を素材とし、基山でしか創ることができない劇を創り、劇を媒体として演者・スタッフ・観覧者へ基山の歴史と文化を伝えていく
NPO法人かいろう基山	町内全域	町内の自然環境保全活動と多世代交流

上記以外にも、歴史的風致を構成する「営み」を主宰する氏子会や町民が関わっており、これらとの理解と連携を欠くことができない。

今後、関係する諸団体との連携強化を図り、必要な支援を行うとともに持続可能な自主的なまちづくりを促しつつ、必要であれば本計画を協働で実践する歴史的風致維持向上支援法人化を進め育成を図っていく。

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本町では、「歴史的な建造物の保存・活用」、「歴史的な建造物を取り巻く環境の保全・再生」、「歴史と伝統を反映した人々の活動の継承支援」、「歴史文化遺産の調査研究と普及啓発」の4つの方針に基づき、歴史的風致維持向上のための取組みを行う。

歴史的風致維持向上施設（※）は本町の歴史的風致の維持向上のために適切な整備と管理を行う。歴史的風致維持向上施設の維持管理は、行政の関係部局、町民及び関連団体等が連携して推進する。

※歴史的風致維持向上施設・・・地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設（法第3条）。具体的には、道路、駐車場、公園、水路、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水又は砂防の施設といった公共施設（法第2条第1項、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令第1条）のほか、交流施設、体験学習施設、集会所等の公用施設、歴史的な建造物を復原した施設、看板、案内板といった案内施設など、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであり、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなど幅広く含まれる。

2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業

(1) 事業一覧

ア) 歴史的な建造物の保存・活用に関する事業

- ① 特別史跡基肄城跡保存修理事業
- ② 基肄城跡顕彰建造物保存修理事業
- ③ とうれぎ土塁・関屋土塁保存修理事業
- ④ 御神幸祭関係建造物保存修理事業
- ⑤ 歴史的建造物調査事業
- ⑥ 歴史的風致形成建造物保存修理事業
- ⑦ 国境石保存修理事業
- ⑧ 大興善寺保存修理事業

イ) 歴史的な建造物を取り巻く環境の保全に関する事業

- ⑨ 基山散策路環境整備事業
- ⑩ 基山^{きざん}周辺環境整備事業
- ⑪ 御神幸祭の道等環境改善事業
- ⑫ 長崎街道環境整備事業
- ⑬ 木山口町の町並み保存活用支援事業
- ⑭ 歴史的市街地の修景推進事業
- ⑮ 景観形成推進事業

ウ) 伝統行事や伝統文化並びに史跡の継承に関する事業

- ⑯ 基山^{きざん}周辺住環境保全活用事業
- ⑰ 伝統芸能継承団体支援事業
- ⑱ 伝統芸能の担い手育成支援事業

エ) 歴史的風致に対する認識に関する事業

- ⑲ 歴史文化基本構想・文化財保存活用地域計画策定事業
- ⑳ 文化遺産調査記録作成事業
- ㉑ 歴史まちづくり普及啓発事業
- ㉒ 「きやまんもん」を活かした地域活性化事業
(※きやまんもんとは基山に生きる人々・物・文化などを指す方言的表現)
- ㉓ きやまんもん文化遺産情報館(仮称)整備事業
- ㉔ 歴史のまち案内サイン整備事業
- ㉕ 元禄絵図の道サイン整備事業

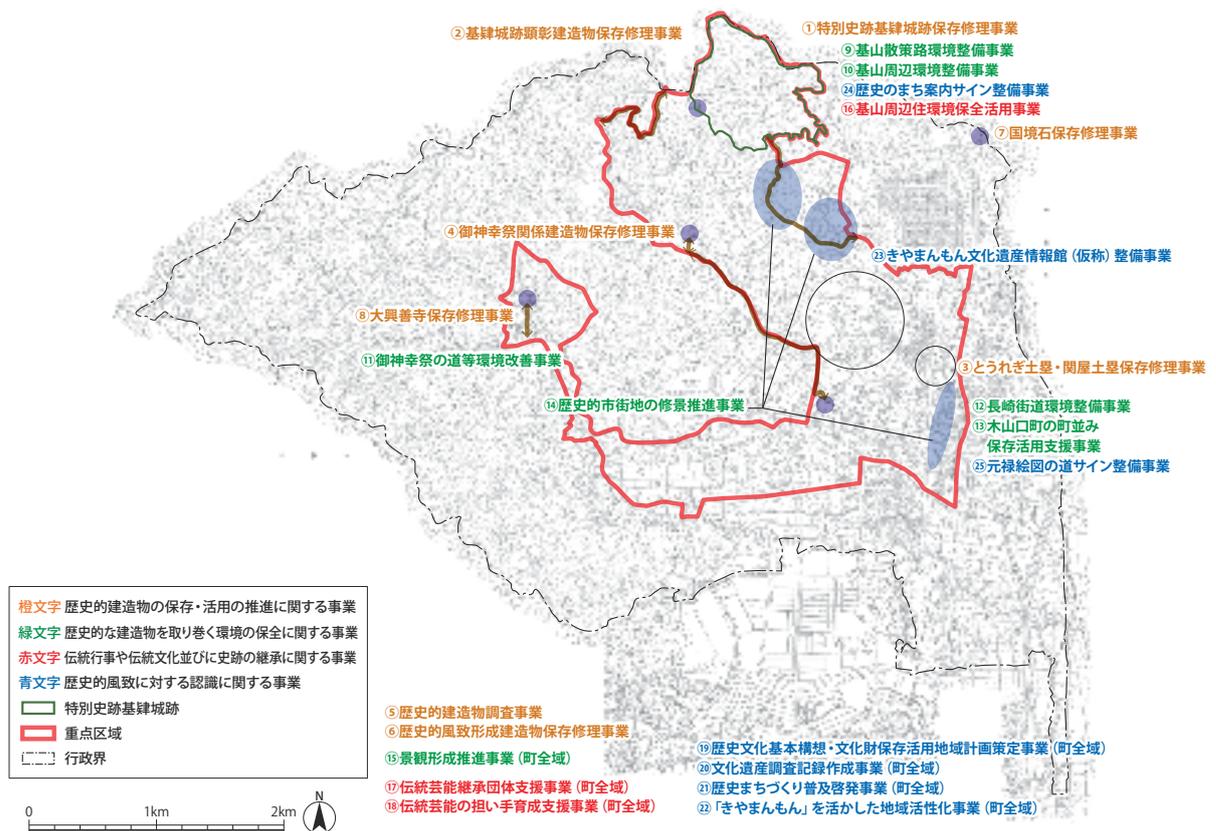
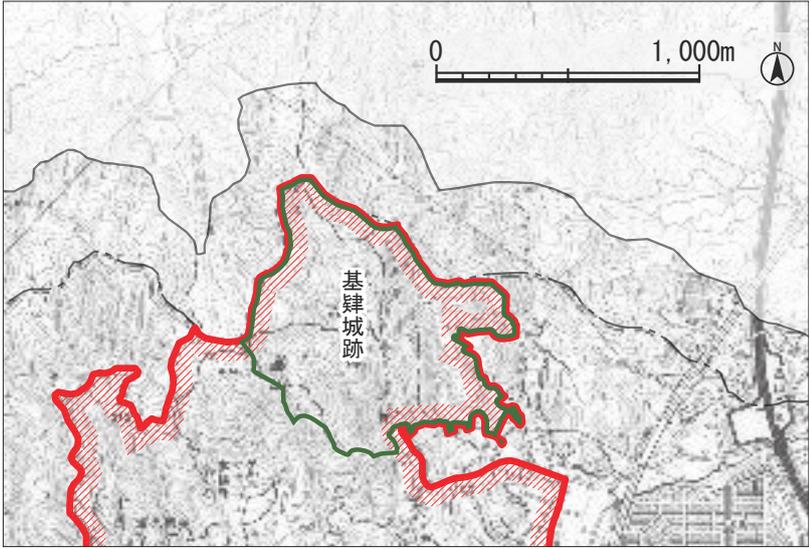
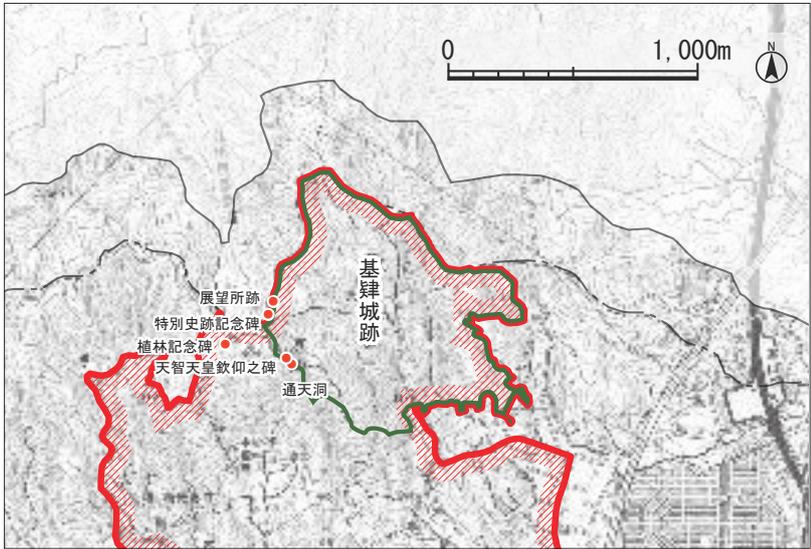


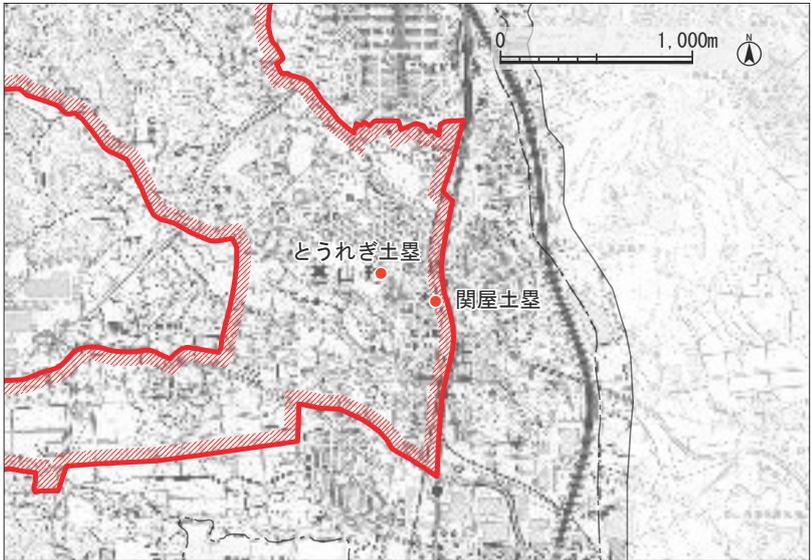
図 歴史的風致維持向上施設に係る事業の位置

(2) 各種事業概要

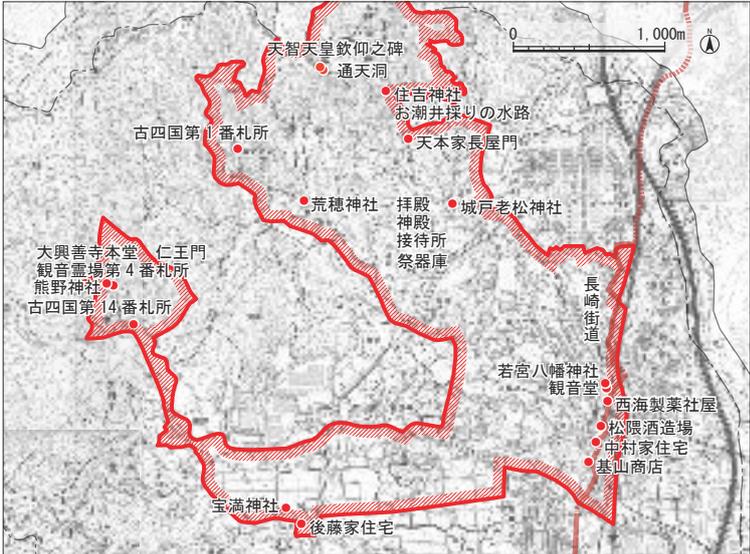
ア) 歴史的な建造物の保存・活用に関する事業

事業の名称	①特別史跡基肄城跡保存修理事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	歴史生き活き!史跡等総合活用整備事業 町単独費
事業期間	平成21年度～平成40年度
事業の位置	 <p>図 事業地</p>
事業の概要	<p>特別史跡基肄城跡の遺構保存修理等を実施</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>写真 土塁を登る登山者によって崩壊する土塁線</p> <p>写真 平成30年7月豪雨災害で崩壊した基肄城跡内道路</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>特別史跡基肄城跡の遺構保存修理は一部にとどまり、多くは未着手の状況で遺構劣化がひいては史跡景観を損なっている。このことから多くの遺構の保存修理を行い、劣化した遺構状況を改善することで、基山とその周辺の環境をより良好なものにすることから、基山にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

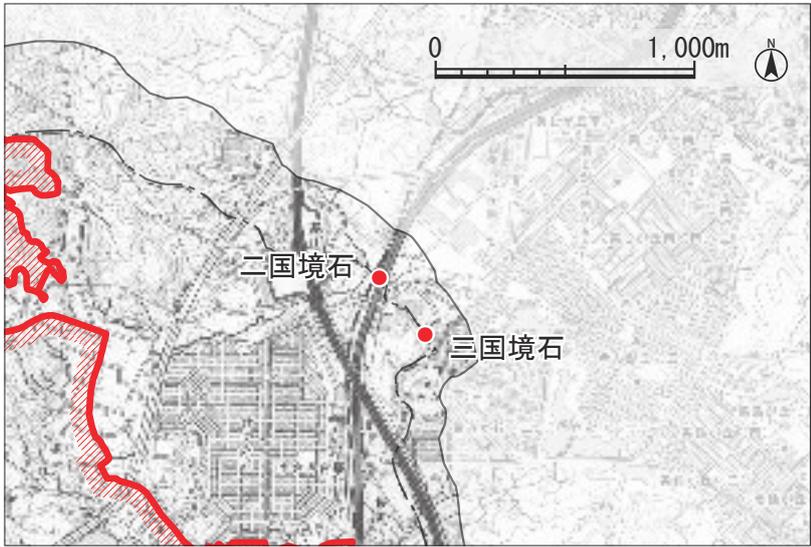
事業の名称	②基肆城跡頭彰建造物保存修理事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	町単独費
事業期間	平成35年度～平成40年度
事業の位置	 <p>事業の位置</p> <p>図 事業地</p>
事業の概要	<p>昭和8年に建造された天智天皇欽仰之碑等の保存修理を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>写真 天智天皇欽仰之碑 銘板欠損 写真 通天洞 劣化進行による立ち入り禁止</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>昭和8年(1933)に県民・町民の粋を越え総力で作られあげられた基肆城跡頭彰に関わる建造物を保存修理することで、現在まで続けられている特別史跡基肆城跡頭彰活動の歴史を後世に伝えていくための景観を整え、今後の活動の継続につなげていくことから、^{きざん}基山にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	③とうれぎ土塁・関屋土塁保存修理事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	町単独費
事業期間	平成35年度～平成37年度
事業の位置	 <p>とうれぎ土塁 関屋土塁</p> <p>図 事業地</p>
事業の概要	<p>とうれぎ土塁・関屋土塁の遺構保存修理等を実施</p>  <p>写真 雑草が繁茂し劣化が進むとうれぎ土塁 写真 土塁範囲の明示がない関屋土塁</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>とうれぎ土塁や関屋土塁は、史跡指定されないまま遺構劣化が進行し、ひいては史跡景観を損なっている。このことから多くの遺構の保存修理を行い、劣化した遺構状況を改善することで、^{基山}と一体となって歴史を伝える遺構を守るとともに、良好な市街地環境の形成につながることから、^{基山}にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

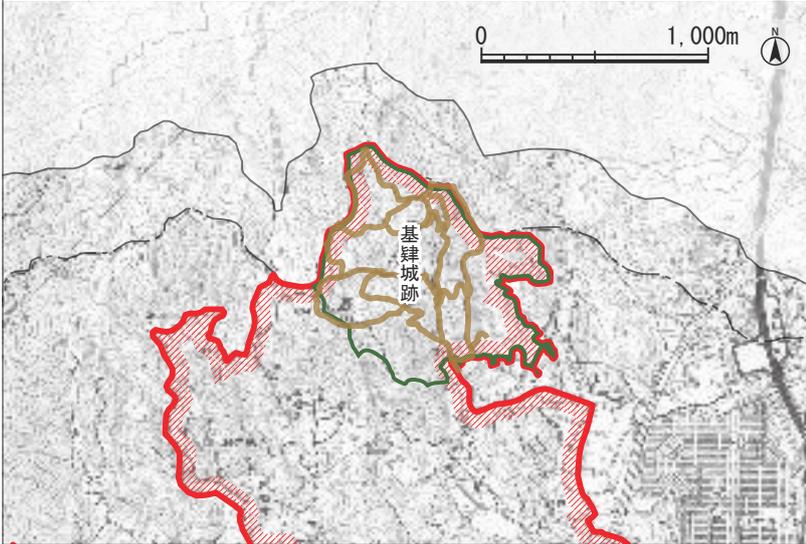
事業の名称	④御神幸祭関係建造物保存修理事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	町単独費
事業期間	平成38年度～平成40年度
事業の位置	 <p>事業の位置</p> <p>図 事業地</p>
事業の概要	<p>荒穂神社の秋の大祭 御神幸祭に関わる建造物の保存修理を行う。</p>  <p>写真 劣化が目立つみこしあつめ</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>荒穂神社の秋の大祭 御神幸祭に関わる建造物について、保存修理を行うことで、祭催行時の街なみ景観を整えることにつながり、催行者の参画意欲を高め、活動の継承にもつながることから、基山^{きざん}にみる歴史的風致や荒穂神社の御神幸祭にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

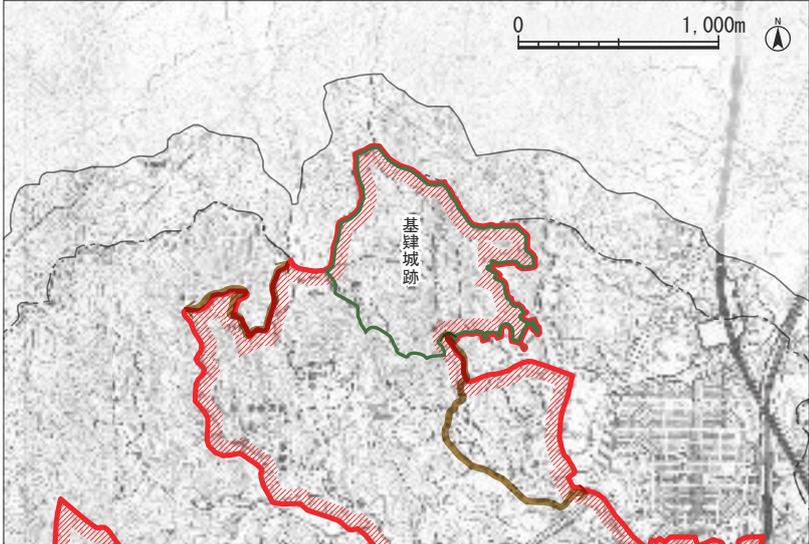
事業の名称	⑤歴史的建造物調査事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	町単独費
事業期間	平成32年度～平成40年度
事業の位置	 <p>図 事業地</p>
事業の概要	<p>歴史的風致形成建造物保存修理事業を実施するにあたり、候補建造物を旧状に復する根拠としての痕跡や関係資料の調査を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真 建造物調査の様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真 瓦崩落の恐れのある歴史的建造物</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的風致形成建造物を保存修理する事業を実施するに先立ち、建造物に残された改修痕跡および関係資料の調査を行うことで、旧状に復する事業目的の質を高める。また、事前調査を対象建造物に実施していくことで、所有者の歴史的建造物に対する意識付けを促し、建造物滅失を防ぐとともに、継承意識ならびに保存への意識向上へつなげることで、本町の維持向上すべき歴史的風致全般の維持向上へ寄与する。</p>

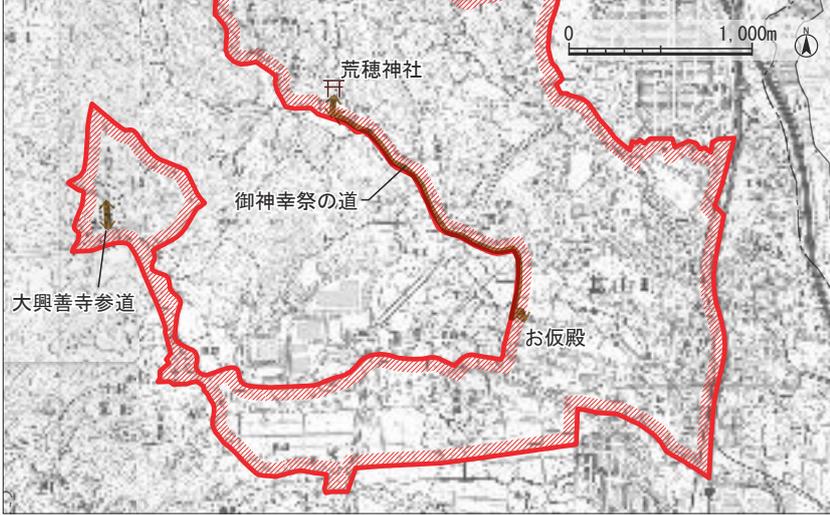
事業の名称	⑥歴史的風致形成建造物保存修理事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	町単独費
事業期間	平成31年度～平成40年度
事業の位置	 <p>図 事業地</p>
事業の概要	<p>基山町の維持向上すべき歴史的風致を構成する市街地に点在する歴史的建造物について、歴史的風致形成建造物に指定し、保存修理等に関わる費用を補助する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="534 1249 954 1563">  <p>写真 平成30年7月豪雨災害で被災した住吉神社</p> </div> <div data-bbox="962 1249 1380 1563">  <p>写真 歴史的風致を損なう波板による補修</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内に所在する歴史的建造物に対し、歴史的風致形成建造物に指定し、保存修理のための費用を補助する。このことにより後継者不足や修理費用の負担等による歴史的建造物の滅失、荒廃といった課題を解決し、歴史的建造物を保護することで重点区域内の歴史的風致の維持向上を図ることに寄与する。</p>

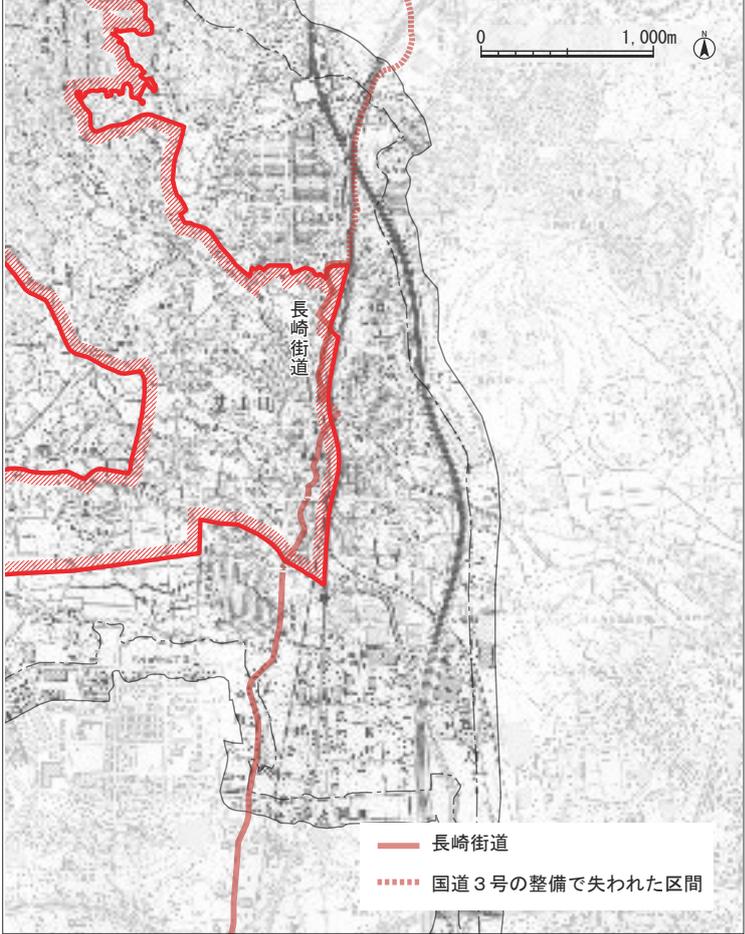
事業の名称	⑦国境石保存修理事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	町単独費
事業期間	平成38年度～平成40年度
事業の位置	 <p>図 事業地</p>
事業の概要	<p>二つ合わせの石柱が三ヶ所設置され、本来合わせ面を三ヶ所結ぶことで肥前国と筑前国の国境が表現されていたが、国道3号の拡幅工事によって移転されたさい、合わせ面個々が雁行し、本来の国境線表現が満たされていない。現在地で旧状に復するとともに、樹木で暗部が多い周辺環境の改善を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>写真 国境線を表現していない二国境石</p> <p>写真 二国境標石</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>国境石が持つ本来の表現機能を復すことで、近世の人と物の流通導線であった長崎街道の景観形成を促進し、国境の町・基山を印象付けるとともに、歴史的建造物を将来にわたって保護していくことから、木山口町にみる歴史的風致の維持向上を図ることに寄与する。</p>

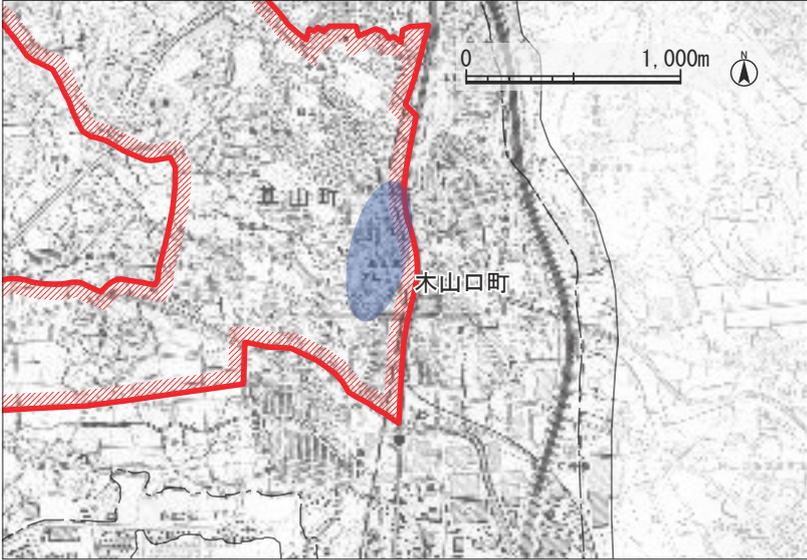
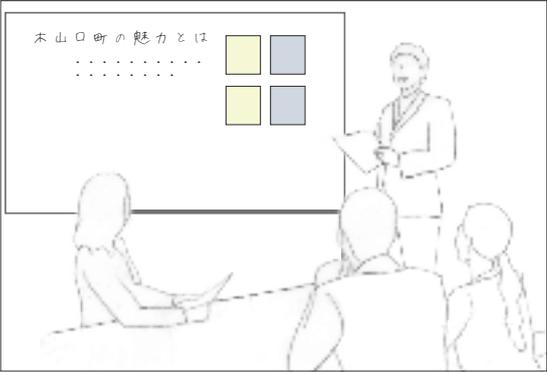
イ) 歴史的な建造物を取り巻く環境の保全に関する事業

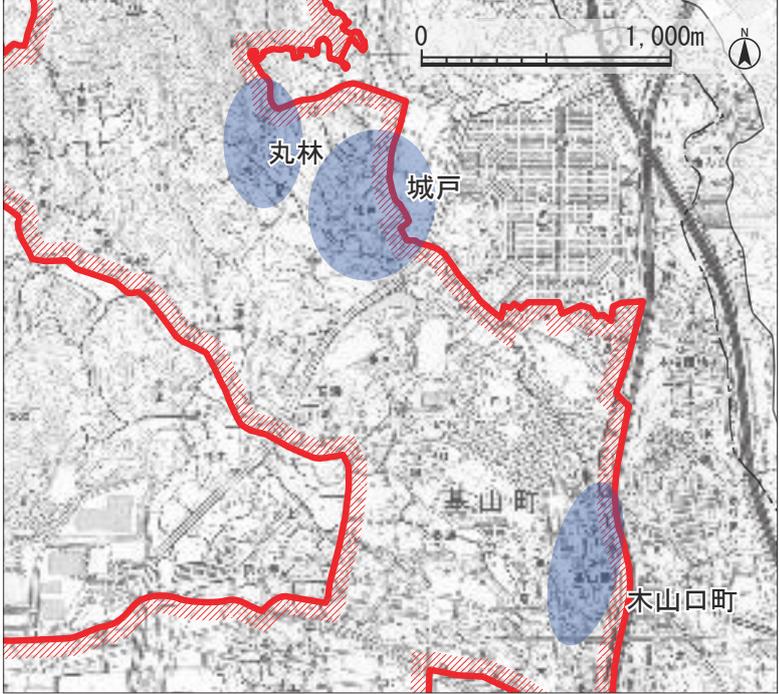
事業の名称	㊟基山散策路環境整備事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	町単独費
事業期間	平成32年度～平成40年度
事業の位置	 <p>図 事業地</p>
事業の概要	<p>特別史跡基肆城跡の散策環境を改善するために、史跡景観に配慮しつつ耐久性のある散策路整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>写真 平成30年7月豪雨災害で通行不能となった散策路 写真 散策環境の障害となる樹木</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>特別史跡基肆城跡の散策環境を改善し、史跡ある山として蘇らせることを通して、基山<small>きざん</small>にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

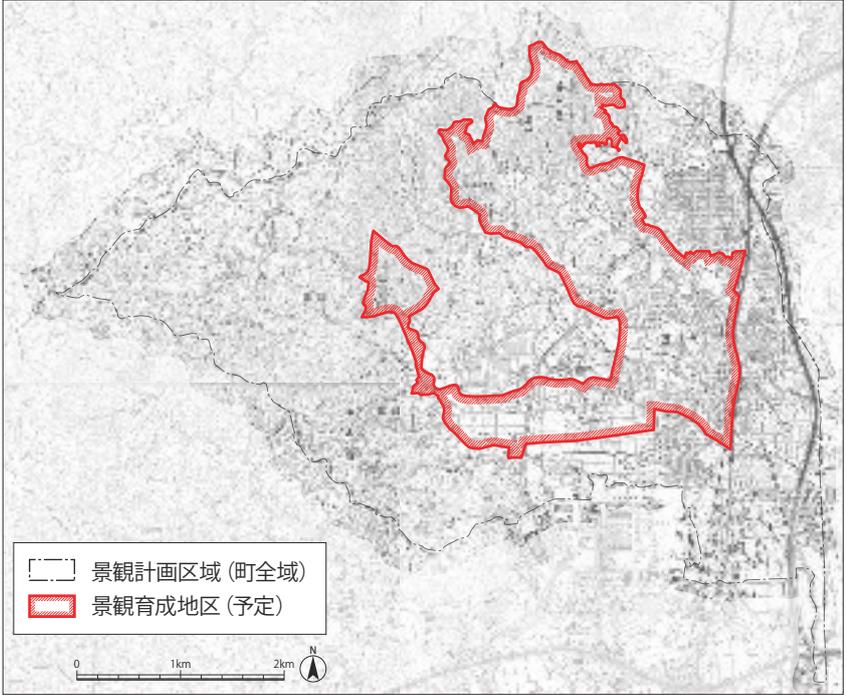
事業の名称	⑩ ^{きざん} 基山周辺環境整備事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	町単独費
事業期間	平成32年度～平成40年度
事業の位置	 <p>図 事業地</p>
事業の概要	<p>^{きざん}基山の樹林環境を整えるため伐採・整枝計画を立案し、明るい山の環境を取り戻す。また、基山山頂へ至るアクセス道路や来訪者向けの便益施設（駐車場、トイレ、ガイダンス施設）などを整備する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>写真 獣害によって掘り起こされた階段 写真 平成30年7月豪雨災害で被災した道路（県道基山公園線）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>^{きざん}基山について、特別史跡としての整備に加えて、山林環境を整えることで明るい環境を取り戻し、来訪者向けの便益施設を整えることで、^{きざん}基山にみる歴史的風致の諸活動を促進し、維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	⑪御神幸祭の道等環境改善事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	町単独費
事業期間	平成32年度～平成34年度
事業の位置	 <p>図 事業地</p>
事業の概要	<p>御神幸祭催行の道及び大興善寺参道の美装化をはじめとした景観整備を行う。 (L=約2.1km)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真 劣化した舗装</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真 一般的な舗装</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真 景観に配慮しないガードレール他</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真 大興善寺参道</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>御神幸祭催行の道を美装化し、顕在化することで、祭と言う「ハレ」の場をつくり出し、催行者の参画意識の向上を促すとともに、観覧者への祭に対する意識の定着化につなげるとともに、大興善寺に向かう参道の環境を改善することによって、基山にみる歴史的風致、荒穂神社の御神幸祭にみる歴史的風致及び大興善寺にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

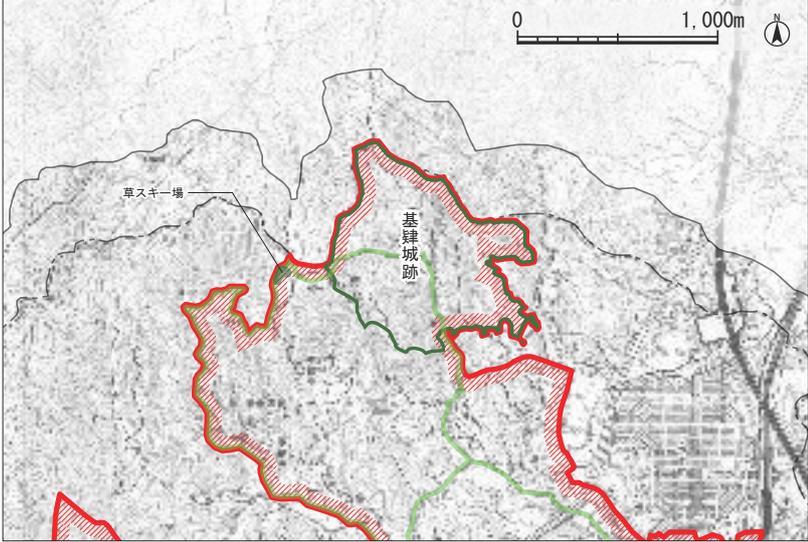
事業の名称	⑫長崎街道環境整備事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	町単独費
事業期間	平成35年度～平成37年度
事業の位置	 <p data-bbox="592 1370 699 1400">図 事業地</p>
事業の概要	<p data-bbox="533 1451 1329 1480">長崎街道を顕在化するために景観に配慮した美装化舗装を行う。(L=約3km)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p data-bbox="533 1870 1377 1998">近世の人物の移動を知る上で重要な役割を担った長崎街道であるにもかかわらず、一般道と変わらぬ意匠であることから、基山への登山や原田宿と田代宿の間宿としての木山口町の歴史的風致を損なっており、美装化により顕在化することで、木山口町にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	⑬木山口町の町並み保存活用支援事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	町単独費
事業期間	平成34年度～平成40年度
事業の位置	 <p>図 事業地</p>
事業の概要	<p>木山口町の歴史的環境整備を行う地元協議会への支援を行う。</p>  <p>図 協議会イメージ</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>木山口町のまちづくりを進めるにあたり、関係する人々によるまちづくり協議会を立ち上げ、歴史的風致維持向上計画関係事業を展開するための官民協働の議論を行い、まちづくりへの参画意識を定着させるとともにまちづくりへの愛着を醸成することで、木山口町にみる歴史的風致の維持向上へ寄与する。</p>

事業の名称	⑭歴史的市街地の修景推進事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	町単独費
事業期間	平成36年度～平成40年度
事業の位置	 <p>図 事業地</p>
事業の概要	<p>長崎街道や城戸、丸林地区等の集落に保たれる 歴史的風致を阻害する建築物や工作物の修景を行うための補助を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真 長崎街道の歴史的風致 (木山口町)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真 集落の歴史的風致 (丸林地区)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>長崎街道や『元禄絵図』に描かれた歴史性を有する道路、ならびに基山からの眺望景観において、大型看板の設置、歴史的風致に合致しない洋風、現代意匠建造物について、景観修景を行うことで歴史的風致の周辺環境の改善を図り、木山口町にみる歴史的風致の維持向上に資する。</p>

事業の名称	⑮景観形成推進事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	町単独費
事業期間	平成35年度～平成37年度
事業の位置	町内全域
事業の概要	<p>歴史的風致を維持向上した後の、景観保全策としての『景観計画』等を策定する。</p>  <p>図 事業地</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的町並み整備とともに、景観保全のための制度を策定し、条例施行を行うことで、町民の景観に配慮した意識向上と、歴史的風致を構成する街並み景観を保全することで、本町の維持向上すべき歴史的風致全般の維持向上に寄与する。</p>

ウ) 伝統行事や伝統文化並びに史跡の継承に関する事業

事業の名称	⑯ ^{きざん} 基山周辺住環境保全活用事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	町単独費
事業期間	平成32年度～平成40年度
事業の位置	 <p>図 事業地</p>
事業の概要	<p>特別史跡基肆城跡を含む^{きざん}基山の環境保全活動を行うにあたり、持続可能かつ円滑に進めるための仕組みづくりを行う。仕組みをつくりあげるために既存の団体との連携協議や、制度設計を行う。</p>  <p>写真 民間団体による散策環境改善活動</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>町民の意識と力によって、長きにわたり保護されてきた^{きざん}基山の環境保全に対し、持続可能かつ円滑に進めるための制度設計を行うことで、官民連携の^{きざん}基山の環境保全に取り組み。これを行うことで、^{きざん}基山を保全する町民意識の向上を図るとともに、自らの山という意識付けと愛する心を育成し、^{きざん}基山にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

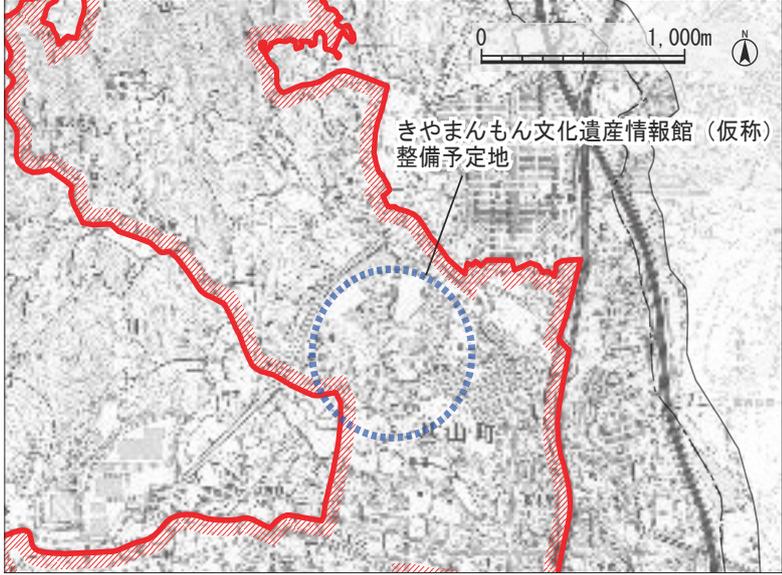
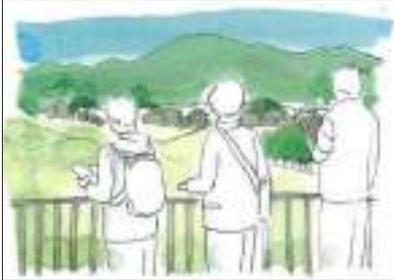
工) 歴史的風致に対する認識に関する事業

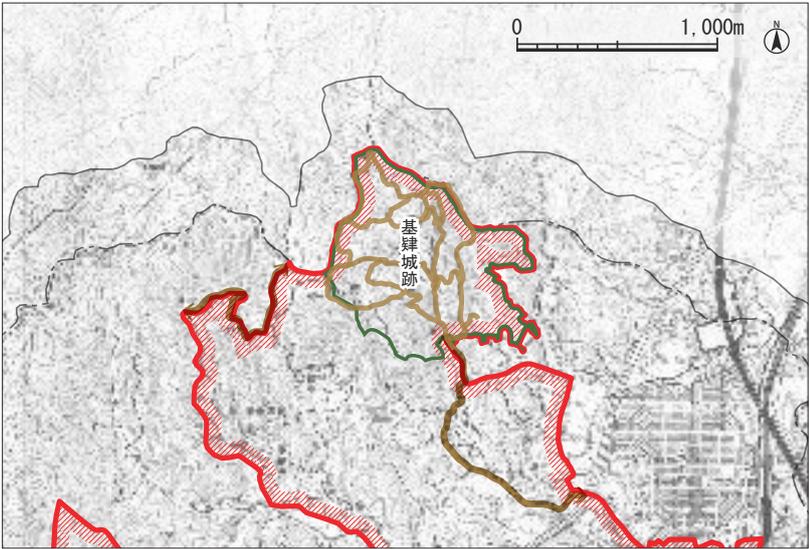
事業の名称	⑱基山町歴史文化基本構想・文化財保存活用地域計画策定事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	町単独費
事業期間	平成32年度～平成37年度
事業の位置	町内全域
事業の概要	基山町の文化遺産マスタープランである『基山町歴史文化基本構想』を策定し、文化財については必要に応じて『文化財保存活用地域計画』を策定する。
事業が歴史的風致の 維持向上に寄与する理由	基山町の文化財・文化遺産を未来へつないでいくためのマスタープランを作成し、維持向上すべき歴史的風致を構成する文化遺産への理解と町民への保護意識向上に取り組んでいくことで、歴史的風致全般の維持向上に寄与する。

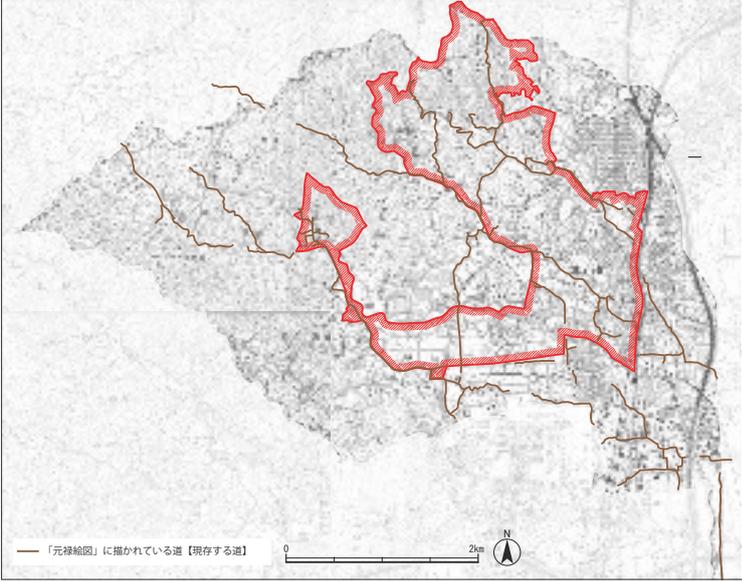
事業の名称	⑳文化遺産調査記録作成事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	町単独費
事業期間	平成27年度～平成40年度
事業の位置	町内全域
事業の概要	維持向上すべき歴史的風致を構成する文化遺産に関する付帯情報の悉皆調査ならびに記録作成を行う。また、必要に応じて詳細調査を行う。
事業が歴史的風致の 維持向上に寄与する理由	文化遺産の悉皆調査ならびに記録作成を行うことで、歴史的風致維持向上計画関係事業の歴史的・文化的根拠付けと町民の誇りを醸成し、地域に根差した個性ある事業であるという意識付けを促すことで、歴史的風致全般の維持向上に寄与する。

事業の名称	㉑歴史まちづくり普及啓発事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	町単独費
事業期間	平成27年度～平成40年度
事業の位置	町内全域
事業の概要	悉皆調査にて取得した文化遺産情報を活用し、多様な媒体（文化遺産冊子、解説漫画、創作劇、公開展示など）での情報公開を行い、町民の意識の中に基山の個性である歴史と文化を定着させる。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	基山町の歴史と文化を生かしたまちづくり事業である歴史的風致維持向上計画関係事業への理解と効果を促進するために、様々な媒体を通して町民へ伝えることで、歴史的風致全般の維持向上に寄与する。

事業の名称	㉒「きやまんもん」を活かした地域活性化事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	町単独費
事業期間	平成27年度～平成40年度
事業の位置	町内全域
事業の概要	基山の文化遺産を活かした観光振興策としての土産物や特産物に対して民間団体への支援を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	基山の文化遺産を多様な素材で広く伝えることで、重点区域内に留まりがちな歴史的風致への認識を広く周知するとともに、町域に展開している維持向上すべき歴史的風致への認識を高め、ひいては歴史的風致全般の維持向上に対する理解を深めることにつながる。

事業の名称	②きやまんもん文化遺産情報館（仮称）整備事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	町単独費
事業期間	平成36年度～平成40年度
事業の位置	 <p>図 事業地</p>
事業の概要	<p>基山の歴史と文化を情報発信し、かつ町域で活動する関係団体の活動拠点とすることで、情報共有を図り広がりのあるまちづくり活動へと結び付けていく。また、維持向上すべき歴史的風致の多世代交流施設としても活用できる施設を整備する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>図 整備イメージ（資料：基肆城跡保存整備基本計画）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>基山に関わる文化遺産情報発信を行うとともに、関係する民間団体の情報共有の場としての集いの場として活用できる施設を整備することで、歴史的まちづくりを行う諸団体の連携強化と情報発信空間、さらには担い手育成の場としての整備によって歴史的風致全般の維持向上に資する。</p>

事業の名称	㊸歴史のまち案内サイン整備事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	町単独費
事業期間	平成32年度～平成40年度
事業の位置	 <p>図 事業地</p>
事業の概要	<p>特別史跡基肆城跡内の誘導・解説サインの整備ならびに主要幹線道路からの誘導サイン等を整備する。</p>  <p>写真 倒れかけているサイン 写真 ユニバーサルデザイン化が遅れたサイン</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>基肆城跡への誘導や散策環境を整えることで、安全な回遊性の向上を図るとともに、より多くの方々の来訪を促し、認知の拡大につなげ、基山にみる歴史的風致をはじめ関係する歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業の名称	㊸元禄絵図の道サイン整備事業
事業主体	基山町
事業手法 (国の支援事業の名称等)	町単独費
事業期間	平成37年度～平成40年度
事業の位置	 <p>図 事業地</p>
事業の概要	<p>『元禄絵図』に描かれた現存する道へ解説サインおよび道標を設置することで、回遊性を確保する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>写真 『元禄絵図』の道(金丸) 写真 『元禄絵図』の道(丸林)</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	『元禄絵図』に描かれた現存する道をサイン整備により顕在化することで、古い町並みであることの認知を拡大させるとともに、郷土愛を育成し、それらの道を行き交う歴史的風致全般の維持向上に寄与する。

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本町は、これまで町内に点在する歴史的な建造物について、それぞれの価値に応じて、文化財保護法、佐賀県文化財保護条例、基山町文化財保護条例に基づく指定に伴い、その保存活用に取り組んできた。

一方、町内には上記の指定文化財以外にも歴史的な建造物が数多く存在している。これらについても指定文化財に準じた適切な保全の推進が求められている。

本計画では、本町の維持向上すべき歴史的風致を形成する歴史的な建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持向上を図る上で必要かつ重要と認められる建造物を歴史まちづくり法第12条第1項に基づく「歴史的風致形成建造物」に指定する。これにより、指定文化財以外の歴史的な建造物の保全を推進する。

2. 歴史的風致形成建造物の指定対象

重点区域内において、国指定文化財を除き、以下のいずれかに該当する歴史的な建造物を指定対象とする。

表 歴史的風致形成建造物の指定基準

①佐賀県文化財保護条例に基づく県指定文化財
②基山町文化財保護条例に基づく町指定文化財
③文化財保護法に基づく国登録有形文化財
④歴史的風致の維持向上を図る上で必要かつ重要なものとして町長が認めるもの

3. 歴史的風致形成建造物の指定基準

概ね築50年を経過し、所有者又は管理者等により適切な維持管理が見込まれている条件を満たす歴史的な建造物であり、当該建造物の所有者の同意が得られたことを前提とし、次に示す「歴史的風致形成建造物の指定基準」のいずれかに該当する建造物を指定する。

表 歴史的風致形成建造物の指定対象の要件

①建造物の意匠、形態、施工技術が優れているもの
②地域の固有性、歴史性、希少性のいずれかの観点から価値の高いもの
③外観が景観上の特徴を有し、歴史的風致を形成していく上で必要なもの

4. 歴史的風致形成建造物の候補

重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

表 歴史的風致形成建造物の候補（案）

番号	名称	写真	所有者	築年
	所在地			
1	通天洞		基山町	昭和8年(1933)
	小倉2553-1			
2	天智天皇欽仰之碑		基山町	昭和8年(1933)
	小倉2553-1			
3	長崎街道		基山町	江戸時代
4	西海製薬社屋		西海製薬	大正前期
	宮浦			
5	松隈酒造場主屋		個人	明治中期
	宮浦			
6	中村家住宅主屋		個人	大正前期
	宮浦			

番号	名称	写真	所有者	築年
	所在地			
7	基山商店主屋		個人	昭和15年 (1940)
	宮浦			
8	基山商店精米所		個人	昭和9年 (1934)
	宮浦			
9	基山商店酒造蔵		個人	大正末期から 昭和初期
	宮浦			
10	若宮八幡神社拝殿、神殿		若宮八幡神社	明治時代
	宮浦197-1			
11	観音堂 (若宮八幡神社境内)		若宮八幡神社	宝暦4年 (1754)
	宮浦197-1			
12	天本家長屋門		個人	大正時代
	小倉			
13	城戸老松神社拝殿、神殿		城戸老松神社	明治29年 (1896) 頃
	小倉1309			

番号	名称	写真	所有者	築年
	所在地			
14	住吉神社		住吉神社	江戸時代
	小倉2555			
15	お潮井採りの水路		住吉神社	江戸時代
	小倉2555 ほか			
16	荒穂神社拝殿、神殿		荒穂神社	拝殿 安政2年(1855) 神殿 安政5年(1858)
	宮浦2050			
17	荒穂神社参籠殿(接待所)		荒穂神社	明治17年(1884)
	宮浦2050			
18	荒穂神社祭器庫		荒穂神社	昭和3年(1928)以前
	宮浦2050			
19	古四国第1番札所		瀧光徳寺	昭和36年(1961)以前
	宮浦2200			
20	古四国第14番札所		小松地区	天明5年(1784)
	園部1635			

番号	名称	写真	所有者	築年
	所在地			
21	大興善寺本堂 (観音霊場第4番札所)		大興善寺	明治前期 (江戸時代の 護摩堂を明治 時代に移築)
	園部3628			
22	大興善寺仁王門		大興善寺	江戸時代
	園部3628			
23	熊野神社拝殿、神殿 (大興善寺境内)		大興善寺	明治22年 (1889) 以前
	園部3628			
24	宝満神社拝殿、神殿		宝満神社	明治7年 (1874)
	園部742-1			
25	後藤家住宅主屋		個人	昭和初期
	園部			

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、佐賀県文化財保護条例や基山町文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該条例に基づき適正に維持・管理を行う。それ以外の建造物は、周囲の景観への影響や建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行う。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る町長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。

維持・管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行った上で、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図る。公開にあたっては、外部から望見できる措置を講じるとともに、可能な限り内部の公開に努める。また、所有者の生活に支障を与えないよう配慮し、十分な協議を行った上で、公開を実施する。

2. 歴史的風致形成建造物の管理指針

(1) 佐賀県保護条例や基山町文化財保護条例に指定される建造物

佐賀県文化財保護条例や基山町文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、それぞれ条例に基づく現状変更等の許可制度による保存を図る。

これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観および内部を対象に、歴史資料、古写真、痕跡等の調査に基づく修復・復原を基本とする。

文化財の保存活用のために、必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行う。

民間所有の建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施する。

(2) 文化財保護法に基づき登録される建造物 (登録文化財)

現在、重点区域内に、文化財保護法に基づき登録される建造物は無いが、将来的な登録を見据えて、以下、個別の管理指針を設定する。

登録文化財の建造物の維持・管理は、建造物の外観を主な対象に、歴史資料、小写真、痕跡等の調査に基づく修復・復原を基本とする。また、内部についても、所有者等との協議の上、適切な維持・管理に努める。

民間所有の建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施する。

(3) 歴史的風致の維持向上を図る上で必要かつ重要なものとして町長が認めるもの

町長が認め、歴史的風致形成建造物として指定した建造物については、内部の保全に努めつつ、外観を主な対象として、現状の維持及び修理を基本とする。

民間所有の建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施する。

計画期間後も建造物の保存を図るため、国登録有形文化財や町指定文化財等として指定するよう努める。

3. 維持・管理の基本的な考え方

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施工令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

表 届出が不要な行為

ア	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
イ	佐賀県文化財保護条例(昭和30年佐賀県条例第31号)第4条第1項の規定に基づく佐賀県重要文化財について、同条例第13条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第14条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
ウ	佐賀県文化財保護条例(昭和30年佐賀県条例第31号)第32条第1項の規定に基づく佐賀県史跡について、同条例第35条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合
エ	基山町文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく基山町重要文化財について、同条例第13条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第14条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合